

第 1 1 4 回東京都北区都市計画審議会 送付資料一覧

1 進行に関する資料

- (1) 第 1 1 4 回東京都北区都市計画審議会 次第
- (2) 東京都北区都市計画審議会 委員名簿

2 議題に関する資料

- (1) 第 3 0 1 号議案「正副会長の選出について」に関する資料
- (2) 第 3 0 2 号議案「東京都市計画地区計画の変更について
(豊島八丁目地区地区計画)」(東京都決定)に関する資料
- (3) 第 3 0 3 号議案「東京都市計画区域区分の変更について
(用途地域等一括変更関連)」(東京都決定)に関する資料
- (4) 第 3 0 4 号議案「東京都市計画用途地域の変更について
(用途地域等一括変更関連)」(東京都決定)に関する資料
- (5) 第 3 0 5 号議案「東京都市計画高度地区の変更について
(用途地域等一括変更関連)」(北区決定)に関する資料
- (6) 第 3 0 6 号議案「東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
(用途地域等一括変更関連)」(北区決定)に関する資料
- (7) 第 3 0 7 号議案「東京都市計画特別用途地区の変更について
(用途地域等一括変更関連)」(北区決定)に関する資料
- (8) 報告事項「用途地域等の一括変更に伴うその他の変更について
(東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例)」に
関する資料
- (9) 用途地域等一括変更への取り組み状況について

資料 1

資料 2

資料 3

資料 4

資料 5

資料 6

資料 7

資料 8

資料 9

第114回東京都北区都市計画審議会次第

令和4年12月23日（金）
午前10時00分～
区役所第一庁舎 第二委員会室

- | | | | |
|---|----------------------|---|-----------|
| 1 | 開 | 会 | まちづくり部長 |
| 2 | 委員の紹介 | | まちづくり部長 |
| 3 | 出席委員数報告 | | 都市計画課 |
| 4 | 資料確認 | | 都市計画課 |
| 5 | 正副会長の選出
(第301号議案) | | まちづくり部長 |
| 6 | 議 | 事 | 都市計画審議会会長 |

諮問事項

第302号議案

東京都市計画地区計画の変更について
(豊島八丁目地区地区計画)(東京都決定)

第303号議案

東京都市計画区域区分の変更について
(用途地域等一括変更関連)(東京都決定)

第304号議案

東京都市計画用途地域の変更について
(用途地域等一括変更関連)(東京都決定)

第305号議案

東京都市計画高度地区の変更について
(用途地域等一括変更関連)(北区決定)

第306号議案

東京都市計画防火地域及び準防火地域の変更について
(用途地域等一括変更関連)(北区決定)

(裏面に続く)

第307号議案

東京都市計画特別用途地区の変更について
(用途地域等一括変更関連) (北区決定)

報告事項

用途地域等の一括変更に伴うその他の変更について
(東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例)

7 閉 会 まちづくり部長

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和4年11月5日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
(株)計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局長	三 浦 隆
(一社)東京都建築士事務所協会北支部長	丸 山 吉 栄

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	名 取 ひであき
北区議会副議長	大 島 実
北区議会企画総務委員会委員長	戸 枝 大 幸
北区議会企画総務委員会副委員長	いながき 浩
北区議会建設委員会委員長	永 沼 かつゆき
北区議会建設委員会副委員長	さがら としこ

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	大 貫 新 一
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	加 藤 和 宣
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(一社)北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	小 畑 照 之
王子消防署長	椎 谷 敦

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第301号議案「正副会長の選出について」 に関する資料

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 東京都北区都市計画審議会条例 | ・ ・ ・ ・ 1 |
| (2) 東京都北区都市計画審議会運営規則 | ・ ・ ・ ・ 2 |
| (3) 東京都北区都市計画審議会委員名簿 | ・ ・ ・ ・ 4 |

(設置等)

第一条 この条例は、都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七十七条の二第一項の規定に基づき東京都北区都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置き、同条第三項の規定に基づき審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議して答申する。

- 一 本区が定める都市計画に関すること。
- 二 都市計画について区が提出する意見に関すること。
- 三 その他区長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第三条 審議会は、次に掲げる者につき、区長が任命する委員をもつて組織する。

- 一 学識経験のある者 五人以内
 - 二 区議会の議員 六人以内
 - 三 区内団体代表 五人以内
 - 四 関係行政機関の職員 四人以内
- 2 前項第一号につき任命される委員の任期は、二年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第六条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、区職員のうちから区長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成一二年三月二八日条例第三六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

改正	昭和五二年 八月一五日規則第二八号	昭和五四年一二月一七日規則第二九号
	昭和五八年一〇月 一日規則第三三三号	昭和五九年 三月三一日規則第一六号
	昭和六二年 一月三〇日規則第三号	平成 二年 三月三一日規則第五号
	平成 七年 三月二二日規則第一四号	平成一〇年 三月三〇日規則第三三三号
	平成一二年 三月三一日規則第四一号	平成一七年 三月三一日規則第五七号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区都市計画審議会条例（昭和五十一年東京都北区条例第四十七号）第七条の規定に基づき、東京都北区都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の三日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員に通知しなければならない。

(欠席)

第三条 委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(議席)

第四条 委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

(議事日程)

第五条 会長は、議事の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員に配布するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第六条 議事は、次の順序により行うものとする。

- 一 議題の宣言
- 二 議案の説明
- 三 質疑応答
- 四 討論
- 五 採決

(委員等以外の者の出席)

第七条 会長は、必要があると認めるときは、委員及び第十二条に規定する委員以外の者を会議に出席させて意見を聴取し、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第八条 会長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退席)

第九条 委員は、開会中、退席しようとするときは、その旨を会長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第十条 審議会の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要があると認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 傍聴人の定員は、会長が定める。

3 会長は、傍聴人が係員の指示に従わないとき、又は会場の秩序を乱したと認めるときは、退場を命じることができる。

(議事録)

第十一条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- 一 審議会の開催年月日
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議事日程

四 審議の概要及び結果

五 その他審議会に関する事項

- 2 議事録は、これを公開する。ただし、発言者名等公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる部分は、この限りでない。
- 3 議事録には、会長及び会長が指名する委員が署名するものとする。
- 4 議事録は、これを公開する。

(臨時委員等)

第十二条 会長は、特別の事項を調査、審議させるため、必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 会長は、専門の事項を調査させるため、必要があると認めるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、区長が委嘱する。

(臨時委員等の任期)

第十三条 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査、審議する期間とする。

- 2 専門委員の任期は、当該専門の事項を調査する期間とする。

(部会)

第十四条 会長は、諮問事項に関する調査又は検討を行わせるため、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が委員の中から指名する。

(庶務)

第十五条 審議会の庶務は、まちづくり部都市計画課において処理する。

(雑則)

第十六条 この規則に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五二年八月一五日規則第二八号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十二年八月一日から適用する。

付 則 (昭和五四年一二月一七日規則第二九号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五八年一〇月一日規則第三三号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和五九年三月三十一日規則第一六号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

付 則 (昭和六二年一月三〇日規則第三号)

この規則は、昭和六十二年二月一日から施行する。

付 則 (平成二年三月三十一日規則第五号抄)

- 1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。

付 則 (平成七年三月二二日規則第一四号)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。(後略)

付 則 (平成一〇年三月三〇日規則第三三号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則 (平成一二年三月三十一日規則第四一号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

付 則 (平成一七年三月三十一日規則第五七号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

東京都北区都市計画審議会委員名簿

(令和4年11月5日現在)

第一号委員 (学識経験者)

埼玉大学大学院教授	久保田 尚
(株)計画工房主宰	村 上 美奈子
千葉大学名誉教授	北 原 理 雄
元東京都建設局長	三 浦 隆
(一社)東京都建築士事務所協会北支部長	丸 山 吉 栄

第二号委員 (区議会議員)

北区議会議長	名 取 ひであき
北区議会副議長	大 島 実
北区議会企画総務委員会委員長	戸 枝 大 幸
北区議会企画総務委員会副委員長	いながき 浩
北区議会建設委員会委員長	永 沼 かつゆき
北区議会建設委員会副委員長	さがら としこ

第三号委員 (区内団体代表)

王子地区町会自治会連合会会長	大 貫 新 一
赤羽地区町会自治会連合会会長	小 川 孝
滝野川自治会連合会会長	加 藤 和 宣
北区商店街連合会会長	尾 花 秀 雄
(一社)北産業連合会会長	齊 藤 正 美

第四号委員 (関係行政機関)

王子警察署長	小 畑 照 之
王子消防署長	椎 谷 敦

事務局

北区まちづくり部都市計画課

第302号議案「東京都市計画地区計画の変更について（豊島八丁目地区地区計画）」（東京都決定）に関する資料

（１）諮問文（写）	．．．．． 1
（２）概要書	．．．．． 2
（３）位置図	．．．．． 3
（４）意見照会文（写）	．．．．． 4
（５）計画書	．．．．． 5
（６）総括図	．．．．． 8
（７）計画図	．．．．． 9
（８）都市計画の案の理由書	．．．．． 10



4北ま都第2183号
令和4年12月6日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都市計画地区計画の変更について（諮問）

印影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、
下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画地区計画の変更について（豊島八丁目地区地区計画）
- 2 答申の期限
令和5年1月6日（金）
- 3 その他
本件は、東京都決定の案件である。



概要書

東京都市計画地区計画の変更について

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画地区計画の変更（豊島八丁目地区地区計画）

2 位 置

【別紙】「計画図」のとおり

3 変更内容

【別紙】「計画書」、「総括図」、「計画図」のとおり

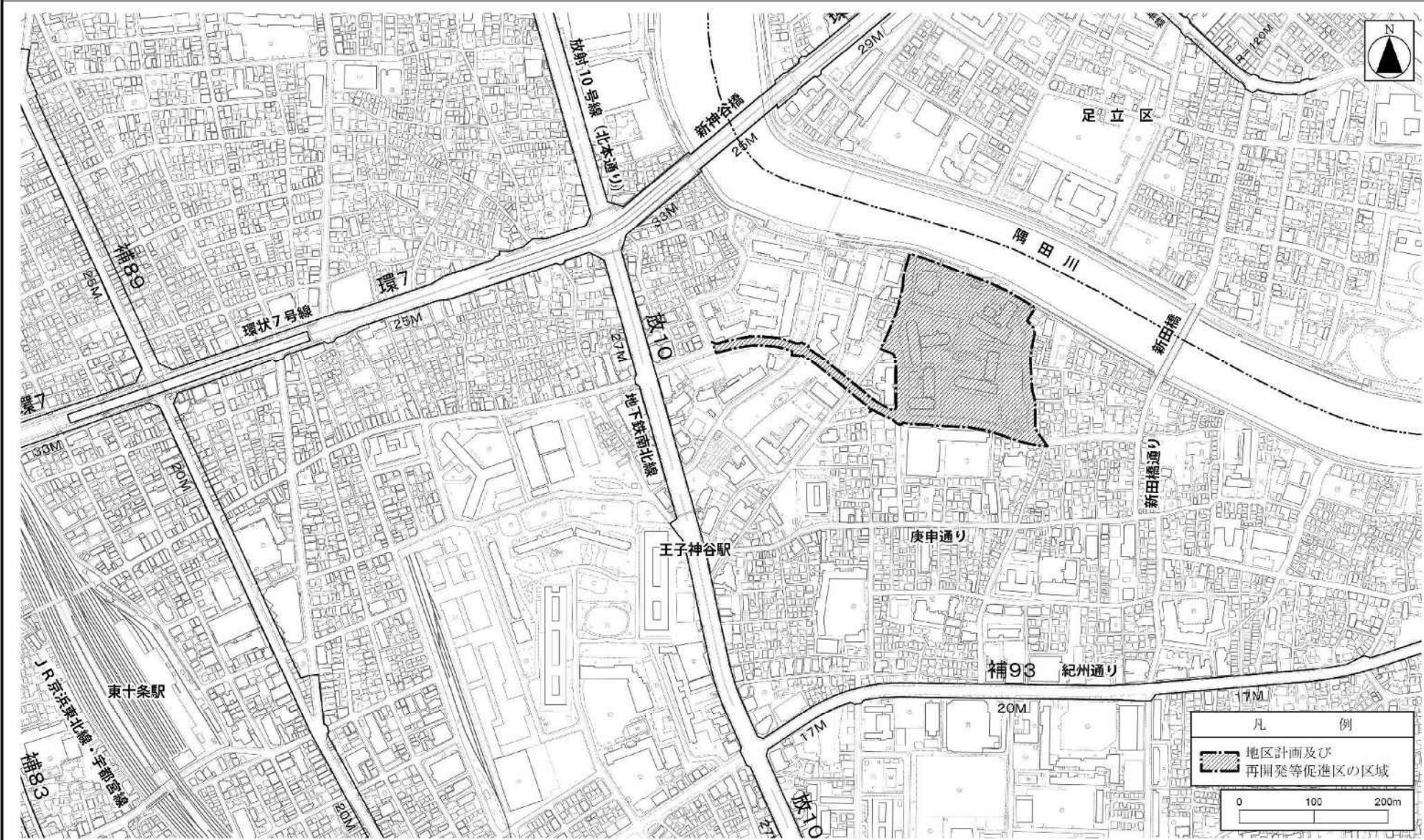
4 変更理由

【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり

5 これまでの経過と今後の予定

令和4年	9月	都市計画変更原案の公告・縦覧（意見なし）
	11月	都市計画変更案（東京都決定）の意見照会
	12月	都市計画変更案の公告・縦覧
		第114回東京都北区都市計画審議会
令和5年	1月	都市計画変更案（東京都決定）の意見回答
	2月	第240回東京都都市計画審議会
	3月	都市計画変更決定、告示

東京都市計画地区計画 豊島八丁目地区地区計画 位置図 [東京都決定]



この測量成果は、国土産院長の承認を得て同院所管の測量成果を使用して得たものである（承認番号）平成24 関公第269 号
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。（承認番号）2 都市基交第 129 号 （承認番号）2 都市基街都第 208 号、令和2 年 10 月 15 日



4 都市政土第 8 7 7 号

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

北区長 殿

東 京 都

上記代表者 東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

東京都市計画地区計画豊島八丁目地区地区計画の変更について（照会）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、貴区の御意見を伺います。
なお、令和 5 年 1 月 12 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 計画書
- 2 総括図
- 3 計画図



東京都市計画地区計画の変更（東京都決定）

都市計画豊島八丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称		豊島八丁目地区地区計画				
位 置		北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地内				
面 積		約4.6ha				
地区計画の目標		本地区は隅田川沿川に立地した大規模工場の移転跡地を核とし、周辺地区とともに、水辺環境を生かした業務・居住機能の複合した、緑あふれる快適な都市型複合市街地を形成するため、公共施設等の整備を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る。				
区域の整備、保全に関する方針	公共施設等の整備の方針	① 都市計画道路放射10号線（北本通り）から本地区へのアクセス路として、地区内幹線道路を整備する。 ② 公園については、地区内のみでなく周辺地区からの利便性にも配慮し、都市計画公園として整備を図る。 ③ 隅田川沿い及び地区内幹線道路からの歩行者動線を、公開性を持った敷地内空地として配置し、都市計画公園と一体的な水辺へのアメニティ軸を形成する。 ④ 地区内及び周辺の歩行者動線については、快適な歩行者空間の創出を図る。				
	建築物等の整備の方針	① 道路と一体となった歩行者や緑化のための空間を確保するため、建築物の壁面の位置を制限する。 ② 魅力ある都市景観創出のため、建築物の形態または意匠の制限を行う。 ③ 水辺に至る空間をうるおいのあるものとするため、良好な広場状、通路状の敷地内空地を設ける。また緑のネットワークを充実させるため、植栽を行う。				
再開発等促進区	位 置	北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地内				
	面 積	約4.6ha				
	土地利用に関する基本方針	リバーフロントという立地を生かし、親水性の高い業務と住宅の複合した新しい市街地を、周辺地区を含めて形成するため、土地利用の方針を以下のように定める。 ① 土地の高度利用を推進するとともに、各施設間、水辺及び周辺地区相互の連携を図る。 ② 工場に代わる新たな就業の場として、業務施設の導入を図る。 ③ 多様な都市型住宅を導入し、水辺や公園と一体となった快適な住環境の実現をめざす。 ④ 隅田川沿いには、公益施設と親水空間を一体的に計画し、うるおいのある水辺環境の形成を図る。 ⑤ 既存市街地においては、建築物の共同化等を誘導し、良好な市街地環境の形成を図る。				
	主要な公共施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員 (既存幅員)	延 長	備 考
		道路	地区内幹線道路	12m (約4m)	480m	拡幅 (一部新設)

地区整備計画

位 置		北区豊島八丁目、王子五丁目及び神谷一丁目各地内				
面 積		約4. 2 h a				
地 区 施 設 の 配 置 及 び 規 模		種 類	名 称	幅員（既存幅員）	延長	備考
		道 路	区画道路1号	9 m（約3～6 m）	約2 1 5 m	拡幅
			区画道路2号	9 m（約3～4 m）	約1 8 0 m	拡幅
		その他の公共空地	広 場	約2, 5 0 0 m ²		
建築物等に関する事項	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第二（ぬ）項及び（る）項に掲げるもの。				
	建 築 物 の 容 積 率 の 最 高 限 度	1 0 分 の 4 0				
	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	1 0 分 の 5				
	壁 面 の 位 置 の 制 限	建築物の壁面またはこれに代わる柱は計画図に示す壁面線を超えて建築してはならない。				
	建 築 物 等 の 高 さ の 最 高 限 度	1 0 0 m				
	建 築 物 等 の 形 態 又 は 色 彩 そ の 他 の 意 匠 の 制 限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は原色をさけ、周辺環境に配慮した落ち着いた色調とする。 屋外広告物は、周辺環境に十分に配慮したものとする。 壁面後退部分の意匠については、公共部分と調和のとれたものとする。				
	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	建築物に附属する門又は塀の構造は、フェンス若しくは鉄さく等の透視可能なものとする。				

・建築物の容積率の最高限度に関する部分については、当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和）の5分の1を限度として、自動車庫その他専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分の床面積を算入しない。

「地区計画の区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理由：建築基準法の改正に伴い、地区計画を変更する。

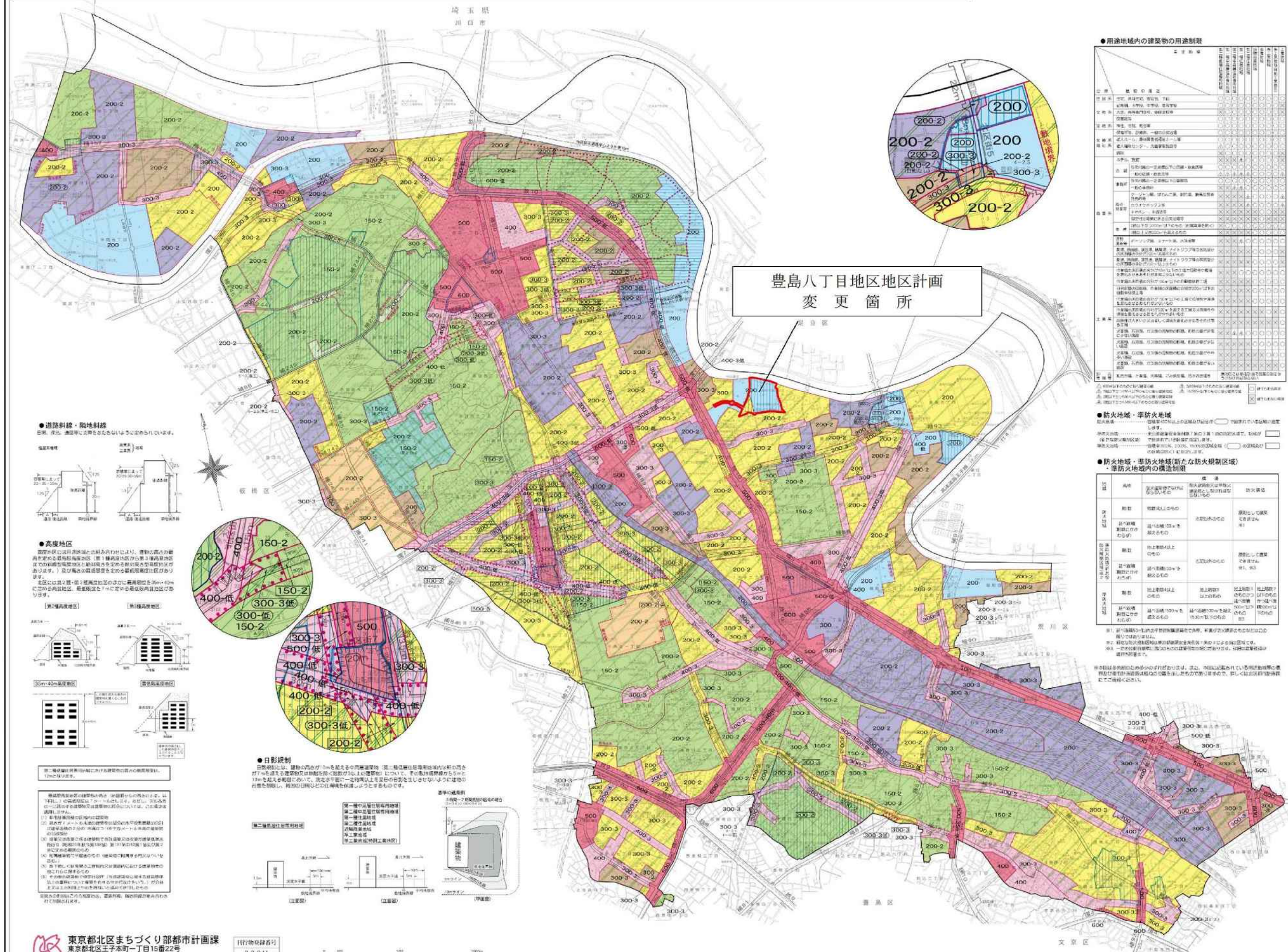
変更概要

※_____は変更箇所を示す。

名称			豊島八丁目地区地区計画		
項 事			旧	新	摘 要
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第二 <u>(り)</u> 項及び <u>(ぬ)</u> <u>項</u> に掲げるもの。	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 建築基準法別表第二 <u>(ぬ)</u> 項及び <u>(る)</u> 項に掲げるもの。	建築基準法の改正に伴う変更

東京都市計画地区計画 豊島八丁目地区地区計画 総括図 [東京都決定]

地域
高度地区
防火
用途
日影
容積率・高度地区
防火
用途
日影



豊島八丁目地区地区計画
変更箇所

●用途地域内の建築物の用途制限

用途地域	建築物の種類	用途制限
第一種住居地域 (200-2)	住宅	○
	店舗	×
	事務所	×
	倉庫	×
	工場	×
	娯楽施設	×
	公共施設	○
	学校	○
	病院	○
	その他	×
第二種住居地域 (300-3)	住宅	○
	店舗	×
	事務所	×
	倉庫	×
	工場	×
	娯楽施設	×
	公共施設	○
	学校	○
	病院	○
	その他	×
第三種住居地域 (400-低)	住宅	○
	店舗	×
	事務所	×
	倉庫	×
	工場	×
	娯楽施設	×
	公共施設	○
	学校	○
	病院	○
	その他	×

●凡例

色	用途地域	容積率	高さ制限
緑	第一種住居地域 (200-2)	20%	20m
黄	第二種住居地域 (300-3)	30%	30m
赤	第三種住居地域 (400-低)	40%	40m
青	第一種商業地域 (500-高)	50%	50m
紫	第二種商業地域 (600-高)	60%	60m
茶	第三種商業地域 (700-高)	70%	70m
白	第一種工業地域 (800-高)	80%	80m
黒	第二種工業地域 (900-高)	90%	90m
灰	第三種工業地域 (1000-高)	100%	100m

●防火地域・準防火地域

防火地域	建築物の種類	防火制限
防火地域	住宅	○
防火地域	店舗	×
防火地域	事務所	×
防火地域	倉庫	×
防火地域	工場	×
防火地域	娯楽施設	×
防火地域	公共施設	○
防火地域	学校	○
防火地域	病院	○
防火地域	その他	×
準防火地域	住宅	○
準防火地域	店舗	×
準防火地域	事務所	×
準防火地域	倉庫	×
準防火地域	工場	×
準防火地域	娯楽施設	×
準防火地域	公共施設	○
準防火地域	学校	○
準防火地域	病院	○
準防火地域	その他	×

●日影規制

建築物の種類	日影規制
住宅	○
店舗	×
事務所	×
倉庫	×
工場	×
娯楽施設	×
公共施設	○
学校	○
病院	○
その他	×

●用途地域の指定のない区域の建築制限

用途地域	容積率	高さ制限
第一種住居地域	20%	20m
第二種住居地域	30%	30m
第三種住居地域	40%	40m
第一種商業地域	50%	50m
第二種商業地域	60%	60m
第三種商業地域	70%	70m
第一種工業地域	80%	80m
第二種工業地域	90%	90m
第三種工業地域	100%	100m

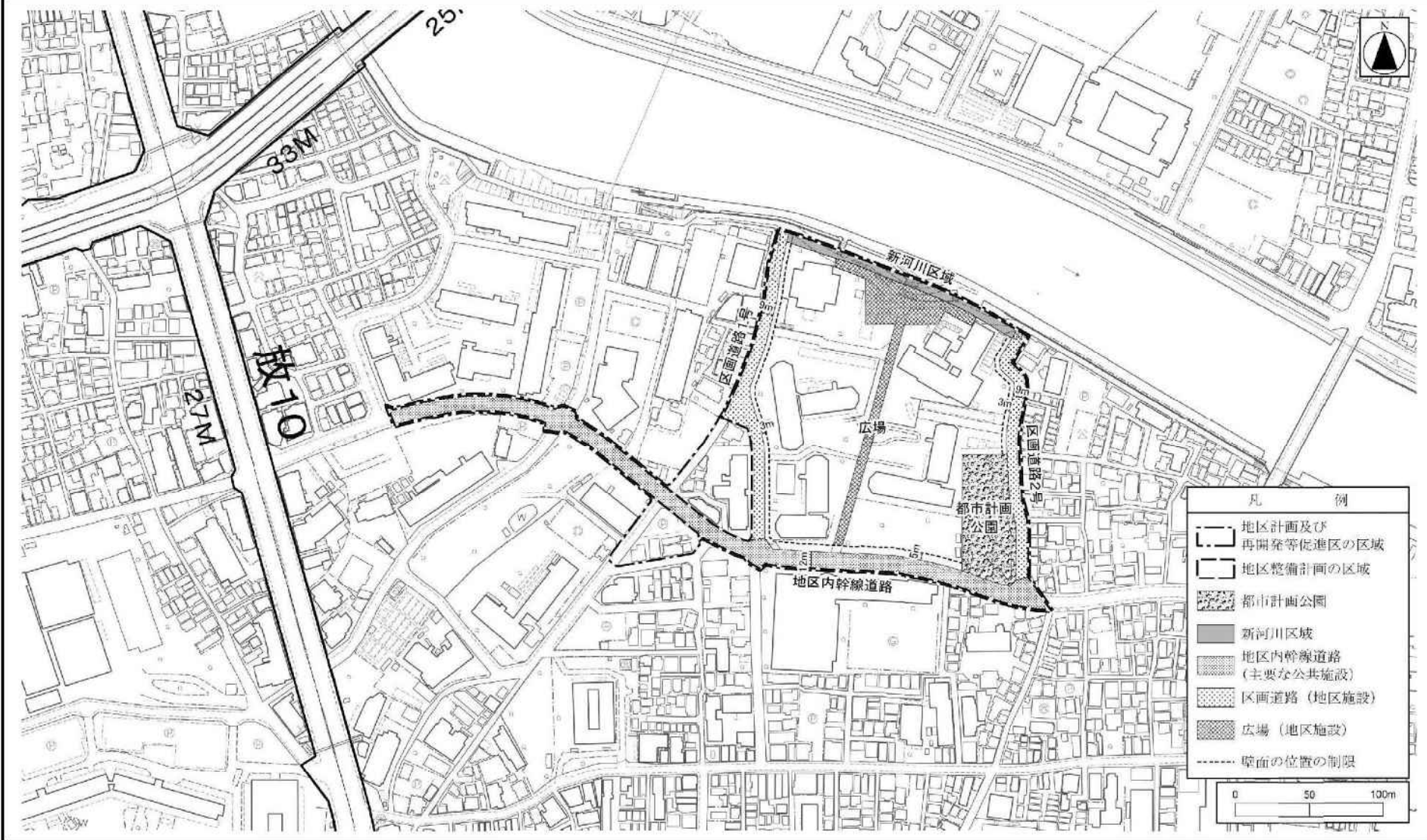
●日影による中高層の建築物の制限

建築物の種類	日影制限
住宅	○
店舗	×
事務所	×
倉庫	×
工場	×
娯楽施設	×
公共施設	○
学校	○
病院	○
その他	×

東京都北区まちづくり部都市計画課
東京都北区王子本町一丁目15番22号
電話(03)3908-9152

東京都市計画地区計画 豊島八丁目地区地区計画 計画図

〔東京都決定〕



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京標縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。〔承認番号〕2都市基交審第129号
〔承認番号〕2都市基図審第308号、令和3年10月16日

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画地区計画 豊島八丁目地区地区計画

2 理由

建築基準法の改正に伴い、地区計画において引用する条文の項番号等の変更が生じたことから、標記上の整合を図るため、地区計画を変更するものである。

第303号議案「東京都市計画区域区分の変更について（用途地域等一括変更関連）」（東京都決定）に関する資料

（１）諮問文（写）	．．．．１
（２）概要書	．．．．２
（３）意見照会文（写）	．．．．３
（４）計画書	．．．．４
（５）総括図	．．．．６
（６）計画図	．．．．８
（７）都市計画の案の理由書	．．．．25
（８）都市計画の案に対する意見書の提出状況について	．．．．26



4北ま都第2185号
令和4年12月6日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太

東京都市計画区域区分の変更について（諮問）

印影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画区域区分の変更について
- 2 答申の期限
令和5年1月6日（金）
- 3 その他
本件は、東京都決定の案件である。



概要書

東京都市計画区域区分の変更について

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画区域区分 用途地域等一括変更関連

2 位 置

【別紙】「計画図」のとおり

3 変更内容

【別紙】「計画書」「総括図」「計画図」のとおり

4 変更理由

【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり

5 これまでの経過と今後の予定

令和3年12月 都市計画等変更素案について住民説明

令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会
東京都へ都市計画等変更原案の提出

11月 都市計画等変更案（東京都決定分）の意見照会

12月 都市計画等変更案の公告・縦覧
第114回東京都北区都市計画審議会

令和5年 1月 都市計画等変更案（東京都決定分）の意見回答

2月 第240回東京都都市計画審議会

4月 都市計画等変更決定、告示



4 都 市 政 土 第 8 7 1 号
令 和 4 年 1 1 月 1 0 日

北 区 長 殿

東京都
上記代表者 東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

東京都市計画区域区分の変更について（照会）

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、貴区の御意見を伺います。

なお、令和5年1月12日までに御回答願います。

添付図書

- 1 総括図
- 2 計画図
- 3 計画書



東京都市計画区域区分の変更（東京都決定）

東京都市計画区域区分を次のように変更する。（北区）

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
計画図表示のとおり

理 由

地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、区域区分を変更する。

（参考）

人口フレーム

（千人）

区分 \ 年次		2015 年 (平成 27 年)	2030 年 (令和 12 年)
都市計画区域内人口		9,273	9,956
市街化区域内人口		9,273	9,956
配分する人口			
保留する人口		－	－
(特定保留)		－	－
(一般保留)		－	－

市街化区域及び市街化調整区域

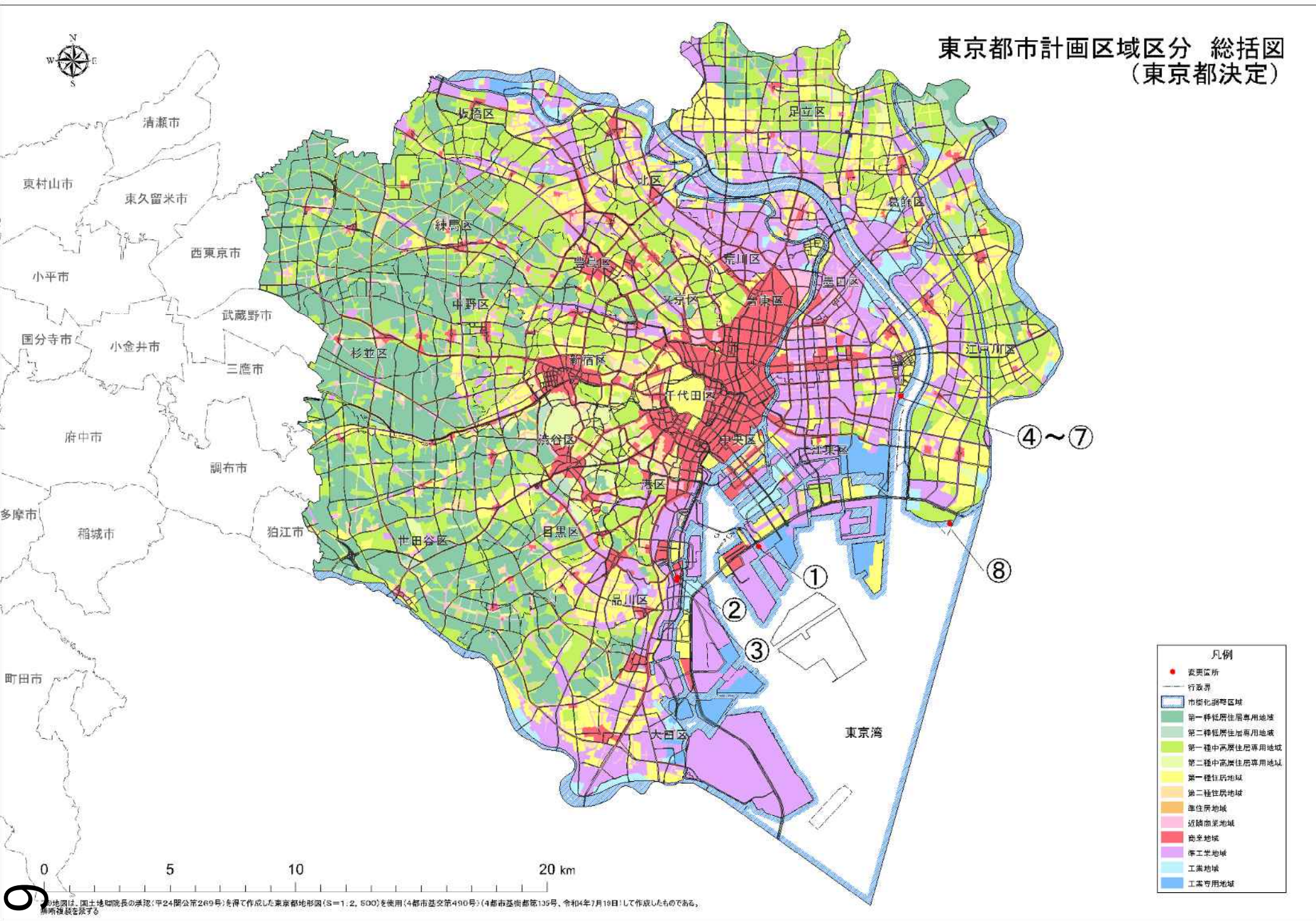
(ha)

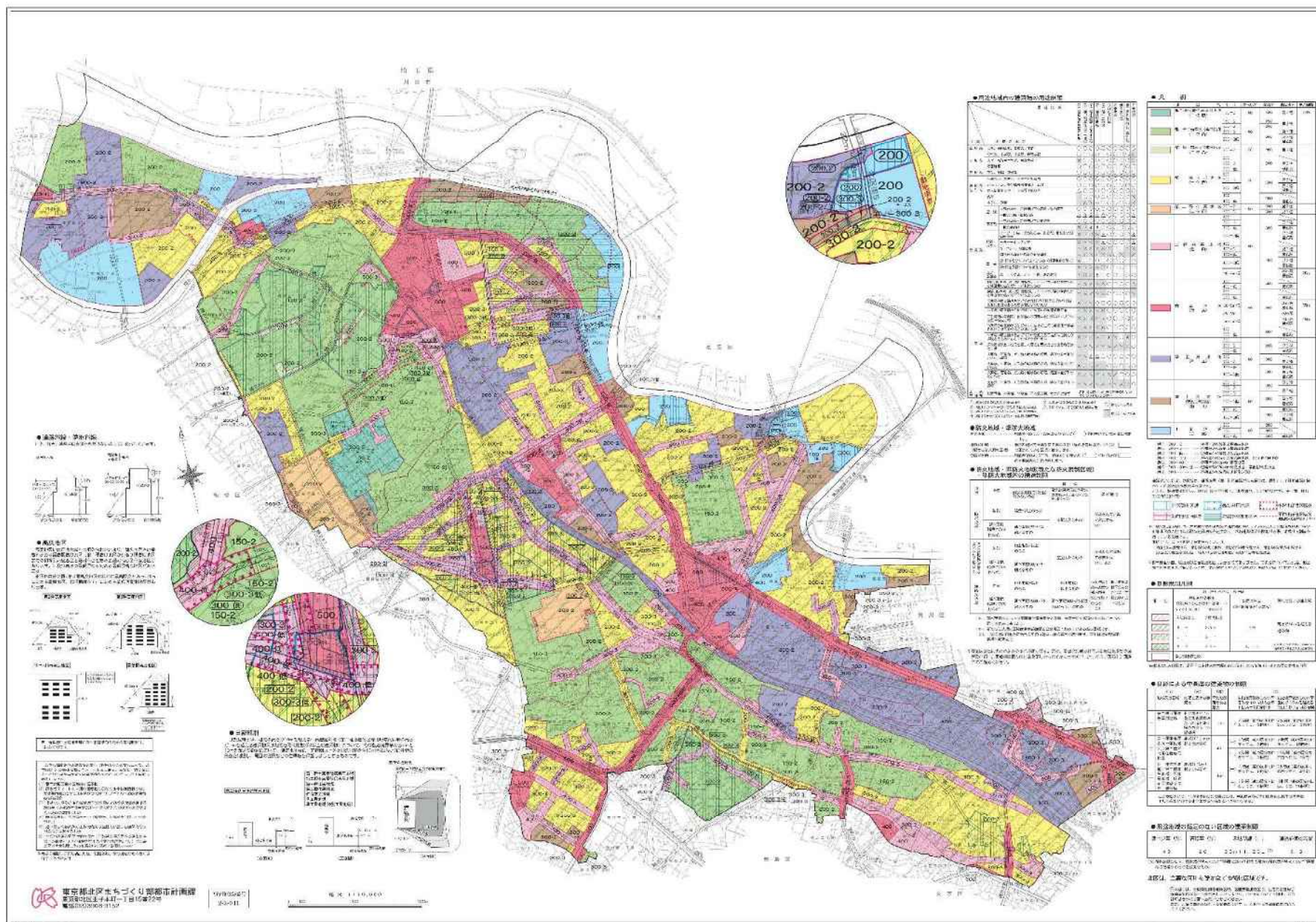
市街化区域	市街化調整区域
1,836.0	217.3

変史概要

区分	変更箇所	変更前	変更後	面積
追加				
削除				

東京都市計画区域区分 総括図
(東京都決定)



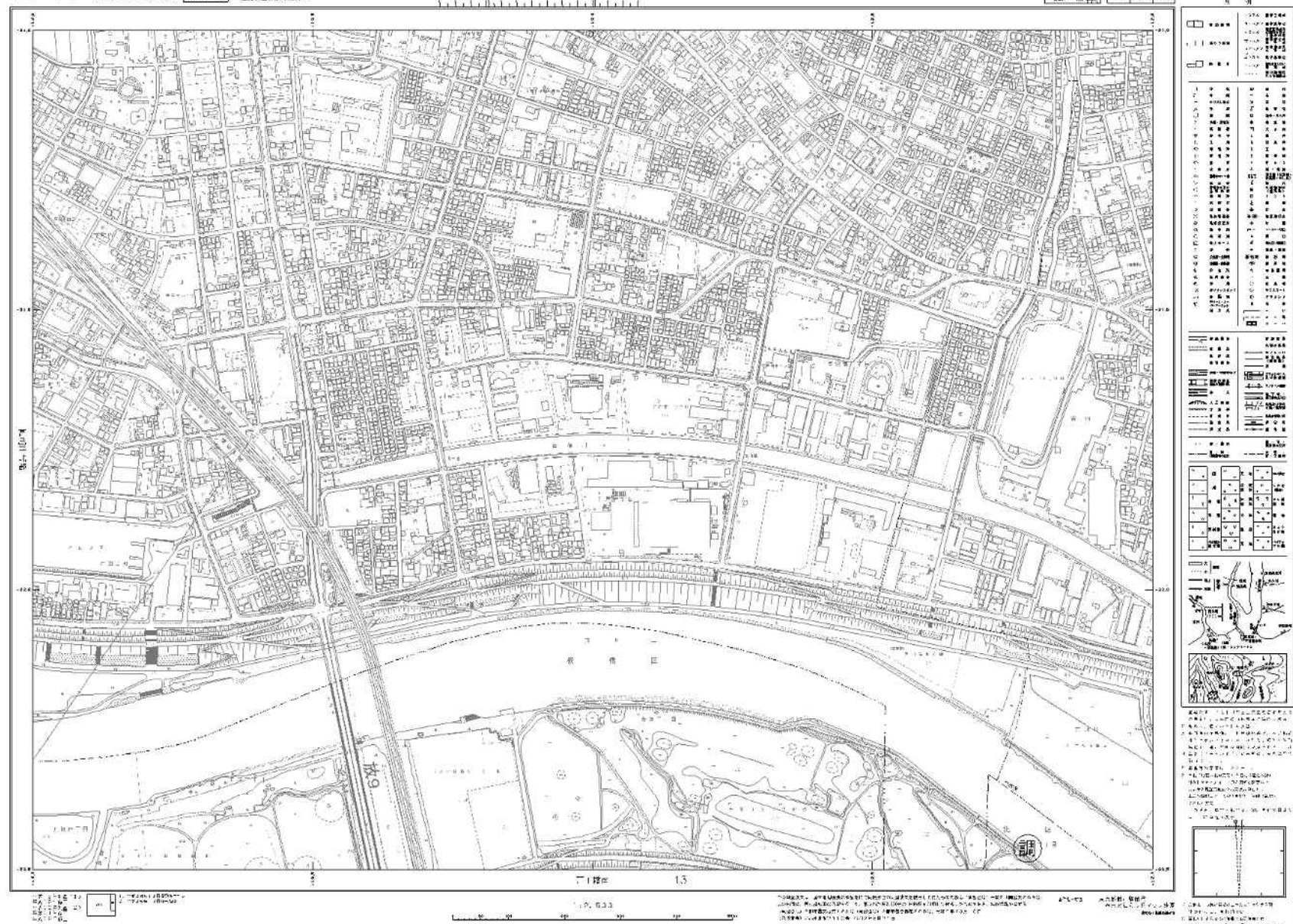


1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 005
10-14 (1X-KD76-2) 430.3-14 (2) 2007年10月1日

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 005
10-14 (18-6D76-2) (附-1-14) (2) 資料提供係 提供済

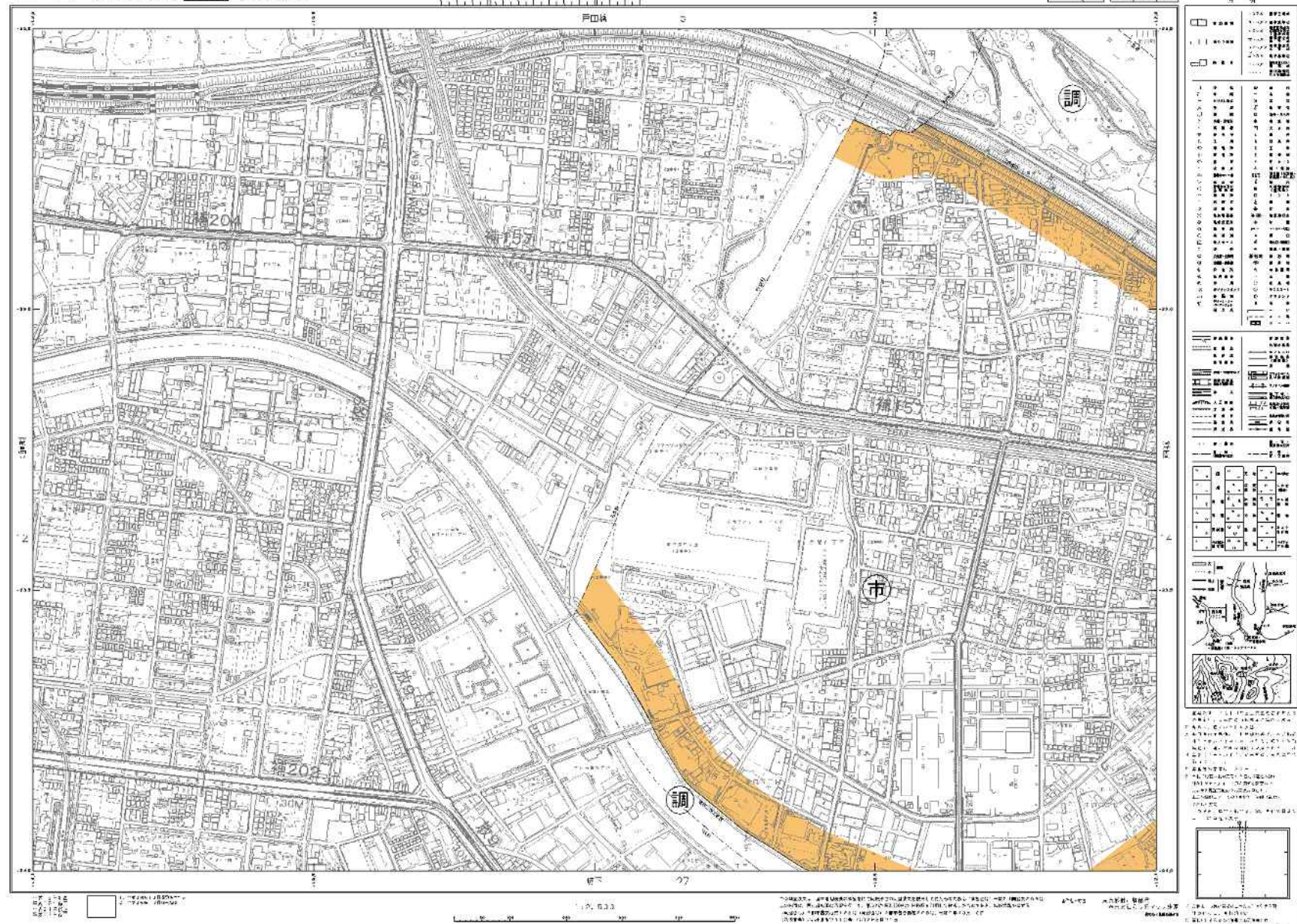
10-14 (1) $x < 0$ (2) $x > 0$ (3) $x = 0$ (4) $x < 0$ (5) $x > 0$ (6) $x = 0$ (7) $x < 0$ (8) $x > 0$ (9) $x = 0$ (10) $x < 0$ (11) $x > 0$ (12) $x = 0$ (13) $x < 0$ (14) $x > 0$ (15) $x = 0$ (16) $x < 0$ (17) $x > 0$ (18) $x = 0$ (19) $x < 0$ (20) $x > 0$ (21) $x = 0$ (22) $x < 0$ (23) $x > 0$ (24) $x = 0$ (25) $x < 0$ (26) $x > 0$ (27) $x = 0$ (28) $x < 0$ (29) $x > 0$ (30) $x = 0$ (31) $x < 0$ (32) $x > 0$ (33) $x = 0$ (34) $x < 0$ (35) $x > 0$ (36) $x = 0$ (37) $x < 0$ (38) $x > 0$ (39) $x = 0$ (40) $x < 0$ (41) $x > 0$ (42) $x = 0$ (43) $x < 0$ (44) $x > 0$ (45) $x = 0$ (46) $x < 0$ (47) $x > 0$ (48) $x = 0$ (49) $x < 0$ (50) $x > 0$ (51) $x = 0$ (52) $x < 0$ (53) $x > 0$ (54) $x = 0$ (55) $x < 0$ (56) $x > 0$ (57) $x = 0$ (58) $x < 0$ (59) $x > 0$ (60) $x = 0$ (61) $x < 0$ (62) $x > 0$ (63) $x = 0$ (64) $x < 0$ (65) $x > 0$ (66) $x = 0$ (67) $x < 0$ (68) $x > 0$ (69) $x = 0$ (70) $x < 0$ (71) $x > 0$ (72) $x = 0$ (73) $x < 0$ (74) $x > 0$ (75) $x = 0$ (76) $x < 0$ (77) $x > 0$ (78) $x = 0$ (79) $x < 0$ (80) $x > 0$ (81) $x = 0$ (82) $x < 0$ (83) $x > 0$ (84) $x = 0$ (85) $x < 0$ (86) $x > 0$ (87) $x = 0$ (88) $x < 0$ (89) $x > 0$ (90) $x = 0$ (91) $x < 0$ (92) $x > 0$ (93) $x = 0$ (94) $x < 0$ (95) $x > 0$ (96) $x = 0$ (97) $x < 0$ (98) $x > 0$ (99) $x = 0$ (100) $x < 0$ (101) $x > 0$ (102) $x = 0$ (103) $x < 0$ (104) $x > 0$ (105) $x = 0$ (106) $x < 0$ (107) $x > 0$ (108) $x = 0$ (109) $x < 0$ (110) $x > 0$ (111) $x = 0$ (112) $x < 0$ (113) $x > 0$ (114) $x = 0$ (115) $x < 0$ (116) $x > 0$ (117) $x = 0$ (118) $x < 0$ (119) $x > 0$ (120) $x = 0$ (121) $x < 0$ (122) $x > 0$ (123) $x = 0$ (124) $x < 0$ (125) $x > 0$ (126) $x = 0$ (127) $x < 0$ (128) $x > 0$ (129) $x = 0$ (130) $x < 0$ (131) $x > 0$ (132) $x = 0$ (133) $x < 0$ (134) $x > 0$ (135) $x = 0$ (136) $x < 0$ (137) $x > 0$ (138) $x = 0$ (139) $x < 0$ (140) $x > 0$ (141) $x = 0$ (142) $x < 0$ (143) $x > 0$ (144) $x = 0$ (145) $x < 0$ (146) $x > 0$ (147) $x = 0$ (148) $x < 0$ (149) $x > 0$ (150) $x = 0$ (151) $x < 0$ (152) $x > 0$ (153) $x = 0$ (154) $x < 0$ (155) $x > 0$ (156) $x = 0$ (157) $x < 0$ (158) $x > 0$ (159) $x = 0$ (160) $x < 0$ (161) $x > 0$ (162) $x = 0$ (163) $x < 0$ (164) $x > 0$ (165) $x = 0$ (166) $x < 0$ (167) $x > 0$ (168) $x = 0$ (169) $x < 0$ (170) $x > 0$ (171) $x = 0$ (172) $x < 0$ (173) $x > 0$ (174) $x = 0$ (175) $x < 0$ (176) $x > 0$ (177) $x = 0$ (178) $x < 0$ (179) $x > 0$ (180) $x = 0$ (181) $x < 0$ (182) $x > 0$ (183) $x = 0$ (184) $x < 0$ (185) $x > 0$ (186) $x = 0$ (187) $x < 0$ (188) $x > 0$ (189) $x = 0$ (190) $x < 0$ (191) $x > 0$ (192) $x = 0$ (193) $x < 0$ (194) $x > 0$ (195) $x = 0$ (196) $x < 0$ (197) $x > 0$ (198) $x = 0$ (199) $x < 0$ (200) $x > 0$ (201) $x = 0$ (202) $x < 0$ (203) $x > 0$ (204) $x = 0$ (205) $x < 0$ (206) $x > 0$ (207) $x = 0$ (208) $x < 0$ (209) $x > 0$ (210) $x = 0$ (211) $x < 0$ (212) $x > 0$ (213) $x = 0$ (214) $x < 0$ (215) $x > 0$ (216) $x = 0$ (217) $x < 0$ (218) $x > 0$ (219) $x = 0$ (220) $x < 0$ (221) $x > 0$ (222) $x = 0$ (223) $x < 0$ (224) $x > 0$ (225) $x = 0$ (226) $x < 0$ (227) $x > 0$ (228) $x = 0$ (229) $x < 0$ (230) $x > 0$ (231) $x = 0$ (232) $x < 0$ (233) $x > 0$ (234) $x = 0$ (235) $x < 0$ (236) $x > 0$ (237) $x = 0$ (238) $x < 0$ (239) $x > 0$ (240) $x = 0$ (241) $x < 0$ (242) $x > 0$ (243) $x = 0$ (244) $x < 0$ (245) $x > 0$ (246) $x = 0$ (247) $x < 0$ (248) $x > 0$ (249) $x = 0$ (250) $x < 0$ (251) $x > 0$ (252) $x = 0$ (253) $x < 0$ (254) $x > 0$ (255) $x = 0$ (256) $x < 0$ (257) $x > 0$ (258) $x = 0$ (259) $x < 0$ (260) $x > 0$ (261) $x = 0$ (262) $x < 0$ (263) $x > 0$ (264) $x = 0$ (265) $x < 0$ (266) $x > 0$ (267) $x = 0$ (268) $x < 0$ (269) $x > 0$ (270) $x = 0$ (271) $x < 0$ (272) $x > 0$ (273) $x = 0$ (274) $x <$

戸田橋

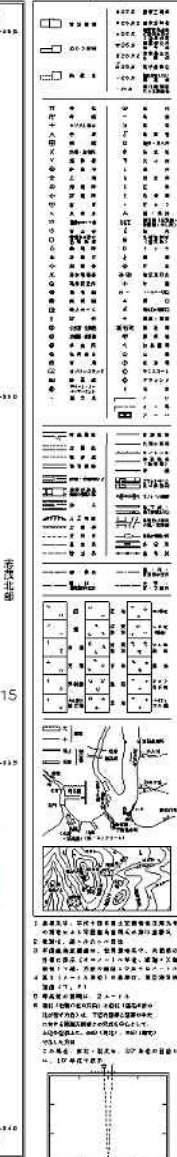


1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 013
10-19 (1X-KD76-4) 1981.3.14 (建設省国土地院)

戸田橋南



1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 014
10-20 (JX-KD77-3) R39-3-4 (2) 縮小作成済

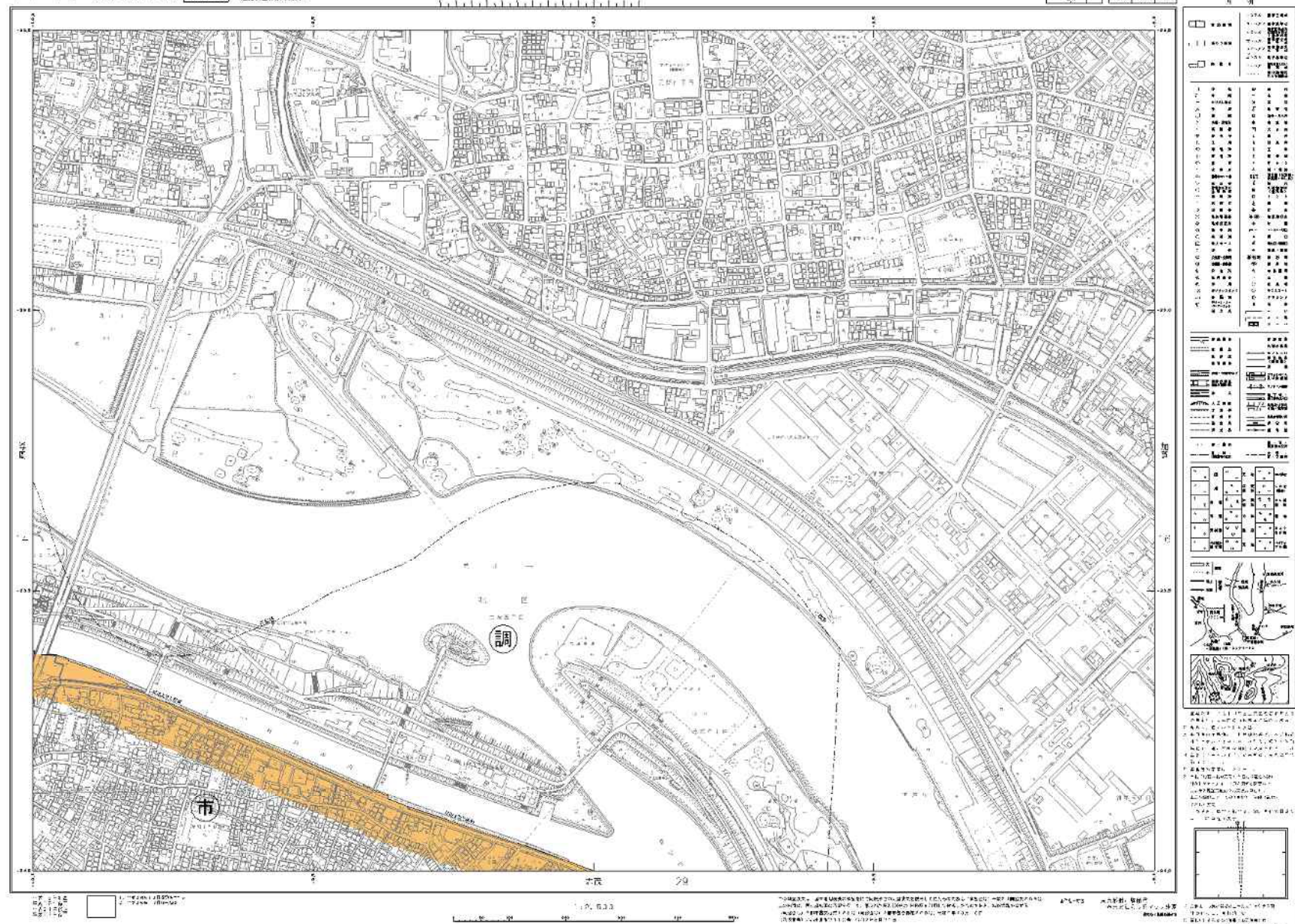


ブ東京 7 元祖北(元祖北基盤の上の元祖)に代る酒
造の専断は、確立する。
8 酒造り次第の秘伝「酒造秘伝」は、
1702年(享和元年)一冊刊行(初版秘伝)。
9 酒造秘伝の3巻
10 酒造秘伝の3巻(酒造秘伝)の3巻

市	市面流通貨幣
調	金融調節・調整

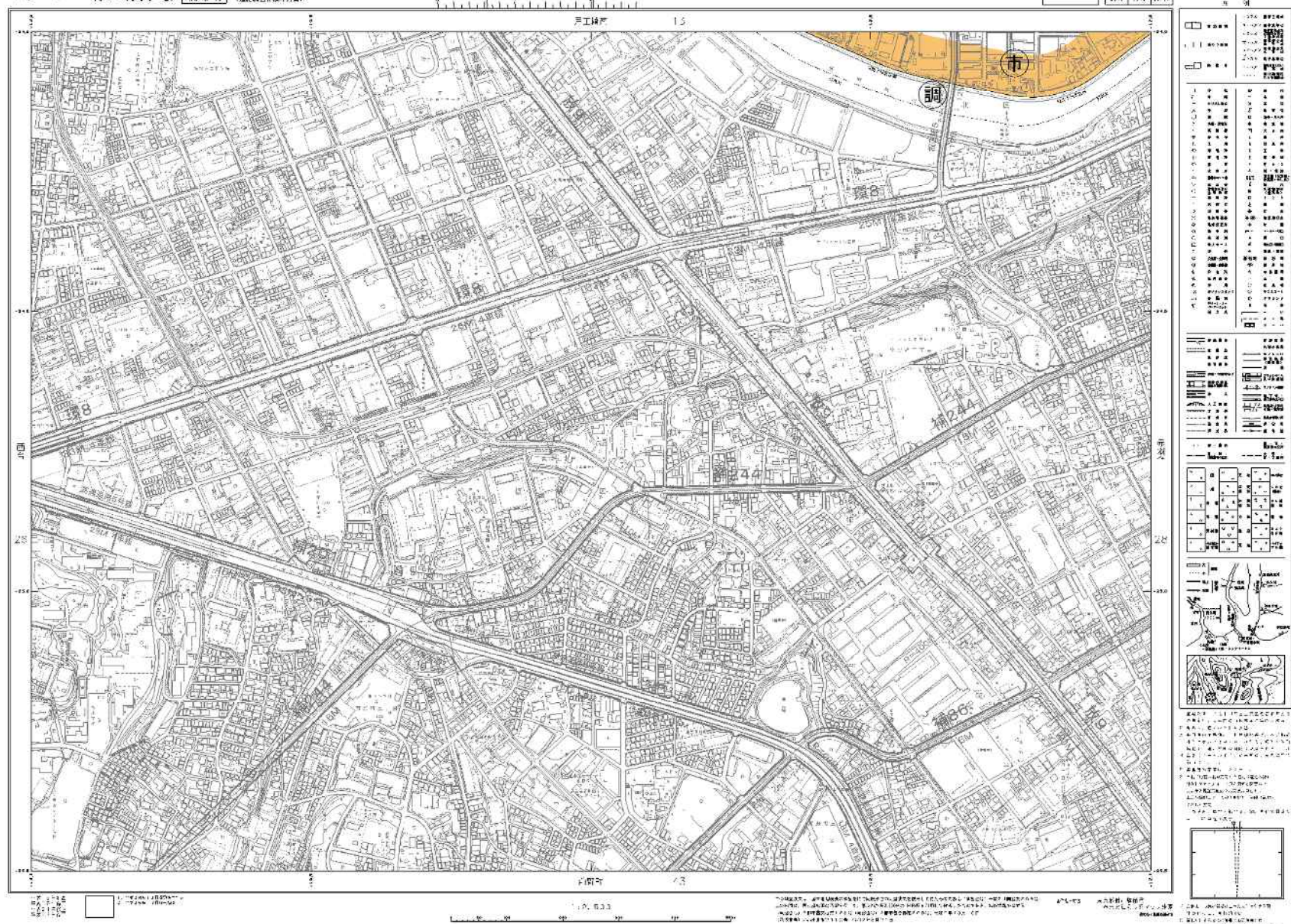
1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 015
11-16 (1X-KD77-4) 4冊、3-14 (2)政経局作成年月日:

志茂北部



1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 027
19-4 (1X-KD86-2) (98-3-14) (建設省国土地院)

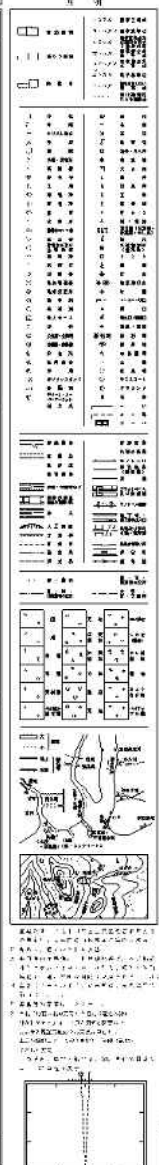
坂下



北区 区域区分

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都定)計画図 028
19-5 (1X-KD87-1) 19-14 2000年10月1日現在

赤羽台



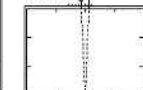
市調
市調
市調

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 029
20-1 (1)X-KD87-2 (H30.4.4) (2)国土地院作成

志京北部

[illegible][illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

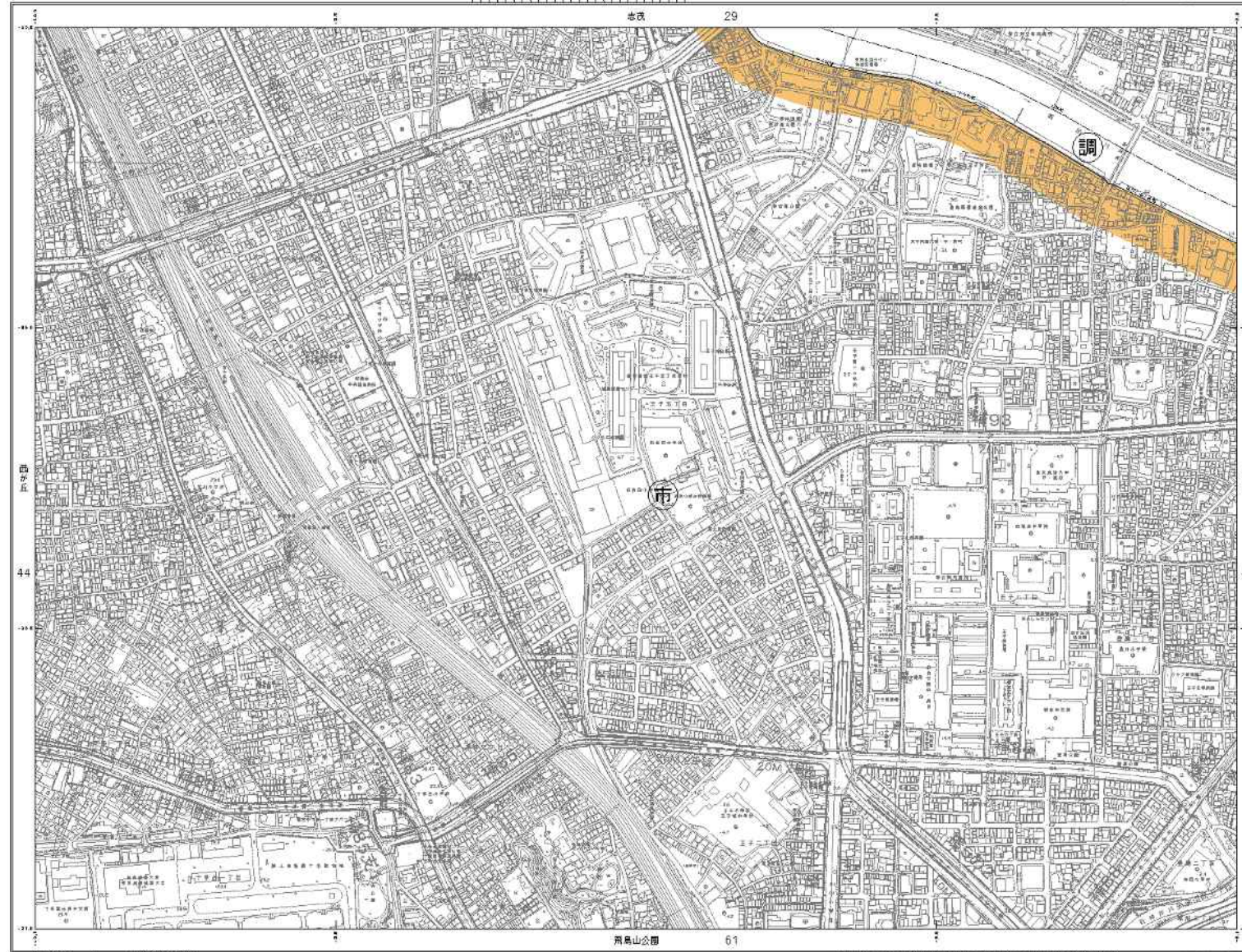
[illegible]

市	調
市	調
調	調

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 045
20-6 (1X-KD87-4) H28-3-4 M1-3-4 045

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 045
20-6 (1X-KD87-4) H9・3・4 K1・3・4 (資料提供年度は月日)

東十条

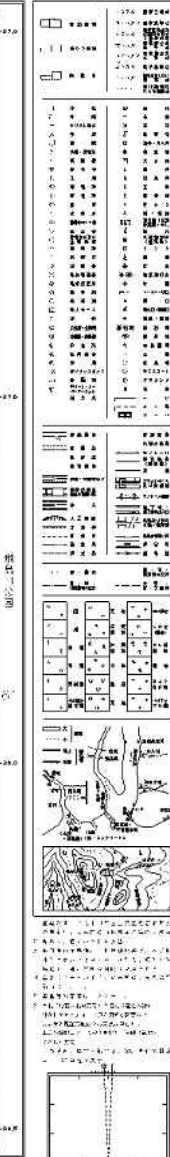


光 明		1972 年 7 月 20 日	
1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5
6	6	6	6
7	7	7	7
8	8	8	8
9	9	9	9
10	10	10	10
11	11	11	11
12	12	12	12
13	13	13	13
14	14	14	14
15	15	15	15
16	16	16	16
17	17	17	17
18	18	18	18
19	19	19	19
20	20	20	20
21	21	21	21
22	22	22	22
23	23	23	23
24	24	24	24
25	25	25	25
26	26	26	26
27	27	27	27
28	28	28	28
29	29	29	29
30	30	30	30
31	31	31	31
32	32	32	32
33	33	33	33
34	34	34	34
35	35	35	35
36	36	36	36
37	37	37	37
38	38	38	38
39	39	39	39
40	40	40	40
41	41	41	41
42	42	42	42
43	43	43	43
44	44	44	44
45	45	45	45
46	46	46	46
47	47	47	47
48	48	48	48
49	49	49	49
50	50	50	50
51	51	51	51
52	52	52	52
53	53	53	53
54	54	54	54
55	55	55	55
56	56	56	56
57	57	57	57
58	58	58	58
59	59	59	59
60	60	60	60
61	61	61	61
62	62	62	62
63	63	63	63
64	64	64	64
65	65	65	65
66	66	66	66
67	67	67	67
68	68	68	68
69	69	69	69
70	70	70	70
71	71	71	71
72	72	72	72
73	73	73	73
74	74	74	74
75	75	75	75
76	76	76	76
77	77	77	77
78	78	78	78
79	79	79	79
80	80	80	80
81	81	81	81
82	82	82	82
83	83	83	83
84	84	84	84
85	85	85	85
86	86	86	86
87	87	87	87
88	88	88	88
89	89	89	89
90	90	90	90
91	91	91	91
92	92	92	92
93	93	93	93
94	94	94	94
95	95	95	95
96	96	96	96
97	97	97	97
98	98	98	98
99	99	99	99
100	100	100	100

[illegible][illegible]

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 060
19-15 (1X-KD97-1) 1983.3.14 (2)政経司作成年月日:

A horizontal number line with tick marks from 0 to 10. A star is placed above the tick mark for the number 5.



漢	英
市	→ 商店、市
調	→ 調整、調節、調

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 061
20-11 (1X-KD97-2) 4冊、3、14 (2)政経局作成年月日:

1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 26



100

[illegible]

1	學 報	2	報 刊	3	刊 報
7	學 報	8	報 刊	9	刊 報
10	學 報	11	報 刊	12	刊 報

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30

Year	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100
Age	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

α	第 1 列	1	1.0000
β	第 2 列	1	0.9999
γ	第 3 列	1	0.9999
δ	第 4 列	1	0.9999

4	1000000	1	1000000
5	1000000	2	1000000
6	1000000	3	1000000
7	1000000	4	1000000

---	---

1. 姓名	2. 性别	3. 年龄	4. 职业
5. 籍贯	6. 民族	7. 婚姻状况	8. 教育程度
9. 健康状况	10. 兴趣爱好	11. 宗教信仰	12. 其他

——— 粗 直 径	——— 粗 直 径	——— 粗 直 径	——— 粗 直 径
——— 粗 直 径	——— 粗 直 径	——— 粗 直 径	——— 粗 直 径

姓名	性别	年龄	职业	住址	联系电话
张明	男	35	教师	北京市朝阳区	13910101234
李华	女	28	医生	北京市海淀区	13910105678
王强	男	42	工程师	上海市浦东新区	13910109012
赵敏	女	31	记者	广东省广州市	13910103456
孙伟	男	25	学生	北京市西城区	13910107890
周丽	女	38	公务员	浙江省杭州市	13910102345
吴刚	男	45	企业家	江苏省南京市	13910106789
郑芳	女	22	程序员	四川省成都市	13910100123
陈涛	男	33	律师	河南省郑州市	13910104567
林娜	女	27	设计师	山东省济南市	13910108901
徐凯	男	36	销售经理	湖北省武汉市	13910102346
黄娟	女	29	护士	湖南省长沙市	13910106790
宋军	男	41	会计师	安徽省合肥市	13910100124
周娜	女	24	教师	福建省厦门市	13910104568
吴伟	男	37	工程师	江西省南昌市	13910108902
郑芳	女	30	公务员	广东省深圳市	13910102347
陈涛	男	26	学生	北京市东城区	13910106791
林娜	女	34	医生	浙江省宁波市	13910100125
徐凯	男	43	企业家	江苏省苏州市	13910104569
黄娟	女	23	程序员	四川省绵阳市	13910108903
宋军	男	32	律师	河南省洛阳市	13910102348
周娜	女	28	设计师	山东省青岛市	13910106792
吴伟	男	39	销售经理	湖北省武汉市	13910100126
郑芳	女	25	护士	湖南省长沙市	13910104570
陈涛	男	44	会计师	安徽省合肥市	13910108904
林娜	女	21	教师	福建省厦门市	13910102349
徐凯	男	35	工程师	江西省南昌市	13910106793
黄娟	女	31	公务员	广东省深圳市	13910100127
宋军	男	27	学生	北京市东城区	13910104571
周娜	女	36	医生	浙江省宁波市	13910108905
吴伟	男	46	企业家	江苏省苏州市	13910102350
郑芳	女	24	程序员	四川省绵阳市	13910106794
陈涛	男	33	律师	河南省洛阳市	13910100128
林娜	女	29	设计师	山东省青岛市	13910104572
徐凯	男	38	销售经理	湖北省武汉市	13910108906
黄娟	女	26	护士	湖南省长沙市	13910102351
宋军	男	40	会计师	安徽省合肥市	13910106795
周娜	女	22	教师	福建省厦门市	13910100129
吴伟	男	34	工程师	江西省南昌市	13910104573
郑芳	女	32	公务员	广东省深圳市	13910108907
陈涛	男	28	学生	北京市东城区	13910102352
林娜					

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

の報告は、この研究の成果を、

② 本報「新聞一版」原訂於「今日」(星期日)出版，因故未能如期出版，敬請讀者諒察。

12. 已知 $\vec{a} = (1, 2, 3)$, $\vec{b} = (2, 3, 4)$, $\vec{c} = (3, 4, 5)$, 求 $\vec{a} \cdot \vec{b}$ 和 $\vec{a} \cdot \vec{c}$.

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 062
20-12 (JX-KD98-1) H31-3-4 (2) 縮印作成済

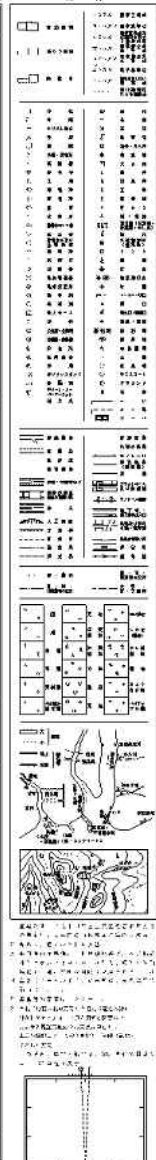


市	市場 (いちば)
調	調整 (ていじょう)

19-20 (18-KD97-3)

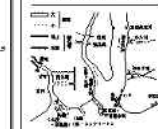
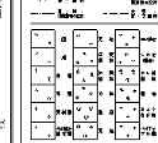
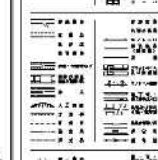
(J) X-KD97-3: 198-3-14 410-3-22 H31-3-4 (道路網図作成年度)

☆



市	市
調	調

1:2,600 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 077
20-17 (1X-KD98-3) 4冊、3-14 (2)政経局作成年月日:



1. 本工法は、土質の異なる地層に適用可能である。

 2. 本工法は、地盤の強度を向上させることができる。

 3. 本工法は、地盤の透水性を向上させることができる。

 4. 本工法は、地盤の圧縮性を向上させることができる。

 5. 本工法は、地盤の膨張性を向上させることができる。

 6. 本工法は、地盤の収縮性を向上させることができる。

 7. 本工法は、地盤の沈下を抑制することができる。

 8. 本工法は、地盤の隆起を抑制することができる。

 9. 本工法は、地盤の亀裂を抑制することができる。

 10. 本工法は、地盤の崩壊を抑制することができる。



漢	英
市	→ 商店、市
調	→ 調整、調節、調

1:2,500 東京都市計画区域区分(東京都決定)計画図 078
20-18 (1X-KD98-4) 4冊、3-14 (2)政経局作成年月日:

0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100

50

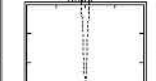
[illegible]

	黑 色 漆		黑 色 漆
	金 色 漆		金 色 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆
	木 紋 漆		木 紋 漆

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100



1. 某公司 2007 年 12 月 31 日资产负债表显示所有者权益总额为 1000 万元，其中未分配利润为 200 万元。2008 年 1 月 1 日，该公司宣告发放现金股利 100 万元。2008 年 2 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 3 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 4 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 5 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 6 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 7 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 8 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 9 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 10 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 11 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 12 月 1 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。2008 年 12 月 31 日，该公司宣告发放股票股利 100 万股，每股面值 1 元。



市	一、二、三、四
調	一、二、三、四、五、六、七、八、九、十

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画区域区分

2 理 由

本都市計画区域は、都心部からおおむね 15km 圏内に位置し、東京都区部の全域並びに多摩川及び江戸川河口を結ぶ圏内の水面を加えた区域を都市計画区域として定めている。

今回、公有水面の埋立てや道路の整備による地形地物の変更などに伴う区域境界の明確化に対応するため、これらに関する変更を一括して実施する。

都市計画変更を行う区域のうち、江東区及び品川区については、公有水面の埋立しゅん功認可の告示を受けたものを市街化区域へ編入するものである。

江戸川区については、地形地物の変更に伴う区域境界の明確化に対応するため、区域区分の変更を行う。

都市計画の案に対する意見書の提出状況について

東京都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案を、都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和4年12月1日～15日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間中に北区に係る意見書の提出はありませんでした。

都市計画の種類及び名称

東京都市計画区域区分 用途地域等一括変更関連

第304号議案「東京都市計画用途地域の変更について（用途地域等一括変更関連）」（東京都決定）に関する資料

（１）諮問文（写）	．．．．１
（２）概要書	．．．．２
（３）意見照会文（写）	．．．．３
（４）計画書	．．．．４
（５）総括図	．．．．８
（６）計画図	．．．．10
（７）都市計画の案の理由書	．．．．32
（８）都市計画の案に対する意見書の提出状況について	．．．．33
（９）都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解（参考）	．．．．34



4北ま都第2186号
令和4年12月6日

東京都北区都市計画審議会 殿

東京都北区長 花川 與惣太



東京都市計画用途地域の変更について（諮問）

印影は加工しています。

標記の件について、東京都北区都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問する都市計画の種類及び名称
東京都市計画用途地域の変更について
- 2 答申の期限
令和5年1月6日（金）
- 3 その他
本件は、東京都決定の案件である。



概要書

東京都市計画用途地域の変更について

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画用途地域 用途地域等一括変更関連

2 位 置

【別紙】「計画図」のとおり

3 変更内容

【別紙】「計画書」「総括図」「計画図」のとおり

4 変更理由

【別紙】「都市計画の案の理由書」のとおり

5 意見書の提出状況について

【別紙】「都市計画の案に対する意見書の提出状況について」

「都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解【参考】」のとおり

6 これまでの経過と今後の予定

令和3年12月 都市計画等変更素案について住民説明

令和4年 3月 第111回東京都北区都市計画審議会

東京都へ都市計画等変更原案の提出

11月 都市計画等変更案（東京都決定分）の意見照会

12月 都市計画等変更案の公告・縦覧

第114回東京都北区都市計画審議会

令和5年 1月 都市計画等変更案（東京都決定分）の意見回答

2月 第240回東京都都市計画審議会

4月 都市計画等変更決定、告示



4 都市政土第 8 7 6 号

令和 4 年 1 1 月 1 0 日

北区長 殿

東京都

上記代表者 東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都市計画用途地域の変更について (照会)

標記について、別添計画案のとおり変更したいので、貴区の御意見を伺います。

なお、令和 5 年 1 月 1 2 日までに御回答願います。

添付書類

- 1 総括図
- 2 計画図
- 3 計画書



東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。(北区分)

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の 高さ の限 度	備 考	
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域 小 計	約 〃 —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域 小 計	約 21.6 21.6	以下 15/10	以下 6/10	m —	m ² —	m 12	約 % 1.2	
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 小 計	約 283.5 201.7 12.4 497.6	以下 15/10 20/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 15.4 11.0 0.7 27.1	
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域 小 計	約 3.6 3.6	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 0.2	
第 一 種 住 居 地 域 小 計	約 288.8 136.5 3.5 428.8	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 15.7 7.4 0.2 23.4	
第 二 種 住 居 地 域 小 計	約 33.9 5.4 39.3	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m —	m ² —	m —	約 % 1.8 0.3 2.1	

種 類	面 積	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の 高さ の限 度	備 考	
準住居地域 小 計	約 〃 —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
近 隣 商 業 地 域 小 計	約 158.0 85.7 243.7	以下 30/10 40/10	以下 8/10 8/10	m — —	m ² — —	m — —	約 % 8.6 4.7 13.3	
商 業 地 域 小 計	約 8.6 117.8 45.8 172.2	以下 40/10 50/10 60/10	以下 8/10 8/10 8/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 0.5 6.4 2.5 9.4	
準 工 業 地 域 小 計	約 251.2 77.7 4.1 333.0	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 13.7 4.2 0.2 18.1	
工 業 地 域 小 計	約 92.0 1.3 2.9 96.2	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — — —	m ² — — —	m — — —	約 % 5.0 0.1 0.2 5.2	
工 業 専 用 地 域 小 計	約 〃 —	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 % —	
合 計	約 1,836.0	以下	以下	m	m ²	m	% 100	

「種類、位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由：地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更する。

新旧対照表

()内は変更箇所を示す。

(北区分)

種 類	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の 高さ の限 度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
第一種 低層住居 専用地域 小 計	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 ha —	約 % —	約 ha —	約 % —	約 ha —
第二種 低層住居 専用地域 小 計	以下 15/10	以下 6/10	m —	m ² —	m 12	約 ha 21.6	約 % 1.2	約 ha 21.6	約 % 1.2	約 ha —
第一種 中高層住居 専用地域 小 計	以下 15/10 20/10 30/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha (283.5) (201.7) 12.4 (197.6)	約 % (15.4) (11.0) 0.7 (27.1)	約 ha (283.7) (201.7) 12.4 (197.8)	約 % (15.5) (11.0) 0.7 (27.1)	約 ha △0.2 0.0 — △0.2
第二種 中高層住居 専用地域 小 計	以下 20/10	以下 6/10	m —	m ² —	m —	約 ha 3.6	約 % 0.2	約 ha 3.6	約 % 0.2	約 ha —
第一種 住居地域 小 計	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha (288.8) 136.5 3.5 (128.8)	約 % (15.7) 7.4 0.2 (23.4)	約 ha (288.8) 136.5 3.5 (128.8)	約 % (15.7) 7.4 0.2 (23.4)	約 ha 0.0 — — 0.0
第二種 住居地域 小 計	以下 20/10 30/10	以下 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha (33.9) 5.4 (39.3)	約 % (1.8) 0.3 (2.1)	約 ha (30.9) 5.4 (36.3)	約 % (1.7) 0.3 (2.0)	約 ha 3.0 — 3.0

種 類	容積率	建蔽率	外壁 の後 退距 離の 限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	建築 物の 高さ の限 度	新旧対照面積表				
						新		旧		増減 [A-B]
						面積[A]	比率	面積[B]	比率	
準住居 地 域 小 計	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 ha —	約 % —	約 ha —	約 % —	約 ha —
近隣商業 地 域 小 計	以下 30/10 40/10	以下 8/10 8/10	m —	m ² —	m —	約 ha (158.0) 85.7 (213.7)	約 % (8.6) 4.7 (13.3)	約 ha (158.2) 85.7 (213.9)	約 % (8.6) 4.7 (13.3)	約 ha △0.2 — △0.2
商業地域 小 計	以下 40/10 50/10 60/10	以下 8/10 8/10 8/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha 8.6 (117.8) (45.8) (172.2)	約 % 0.5 (6.4) (2.5) (9.4)	約 ha 8.6 (117.5) (45.6) (171.7)	約 % 0.5 (6.4) (2.5) (9.4)	約 ha — 0.3 0.2 0.5
準工業 地 域 小 計	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha (251.2) 77.7 4.1 (333.0)	約 % (13.7) 4.2 0.2 (18.1)	約 ha (252.2) 77.7 4.1 (334.0)	約 % (13.7) 4.2 0.2 (18.2)	約 ha △1.0 — — △1.0
工業地域 小 計	以下 20/10 30/10 40/10	以下 6/10 6/10 6/10	m — —	m ² — —	m — —	約 ha (92.0) 1.3 2.9 (96.2)	約 % (5.0) 0.1 0.2 (5.2)	約 ha (94.1) 1.3 2.9 (98.3)	約 % (5.1) 0.1 0.2 (5.4)	約 ha △2.1 — — △2.1
工業専用 地 域 小 計	以下 —	以下 —	m —	m ² —	m —	約 ha —	約 % —	約 ha —	約 % —	約 ha —
合 計						約 ha 1,836.0	% 100	約 ha 1,836.0	% 100	約 ha

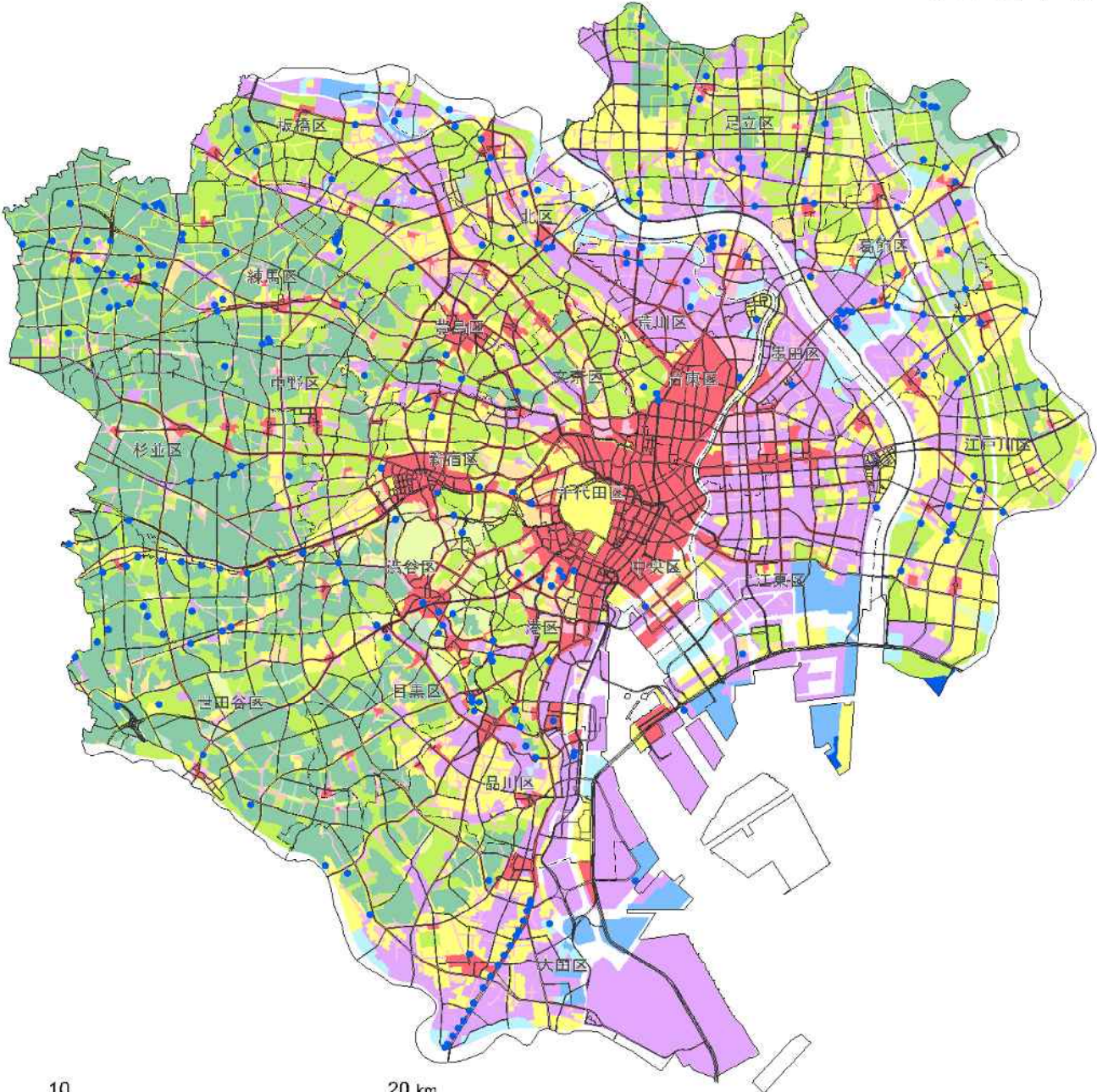
変更概要

(北区分)

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
北区浮間四丁目地内	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約0.1ha	用途の変更
北区浮間一丁目地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約1.0ha	用途の変更
北区赤羽北一丁目及び赤羽北二丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150%	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約0.0ha (280 m ²)	用途及び容積率の変更
北区赤羽一丁目及び赤羽三丁目各地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150%	商業地域 建蔽率 80% 容積率 500%	約0.1ha	用途、建蔽率及び容積率の変更
北区赤羽一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	商業地域 建蔽率 80% 容積率 600%	約0.1ha	用途及び容積率の変更
北区赤羽西二丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 150%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約0.1ha	用途、建蔽率及び容積率の変更
北区神谷一丁目及び王子五丁目各地内	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約0.0ha (140 m ²)	用途の変更

変更箇所	変更前	変更後	面積	備考
北区東十条三丁目及び王子五丁目各地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第一種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.0ha (240 m ²)	用途の変更
北区堀船一丁目及び東十条三丁目各地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	約 0.0ha (190 m ²)	用途、建蔽率及び容積率の変更
北区豊島四丁目及び豊島五丁目各地内	工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第二種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 3.0ha	用途の変更
北区十条台一丁目地内	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第二種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.0ha (30 m ²)	用途の変更
北区十条台一丁目地内	第二種住居地域 建蔽率 60% 容積率 200%	第一種中高層住居専用地域 建蔽率 60% 容積率 200%	約 0.0ha (210 m ²)	用途の変更
北区王子一丁目地内	準工業地域 建蔽率 60% 容積率 200%	商業地域 建蔽率 80% 容積率 600%	約 0.1ha	用途、建蔽率及び容積率の変更
北区堀船一丁目地内	近隣商業地域 建蔽率 80% 容積率 300%	商業地域 建蔽率 80% 容積率 500%	約 0.2ha	用途及び容積率の変更

東京都市計画用途地域 総括図
(東京都決定)

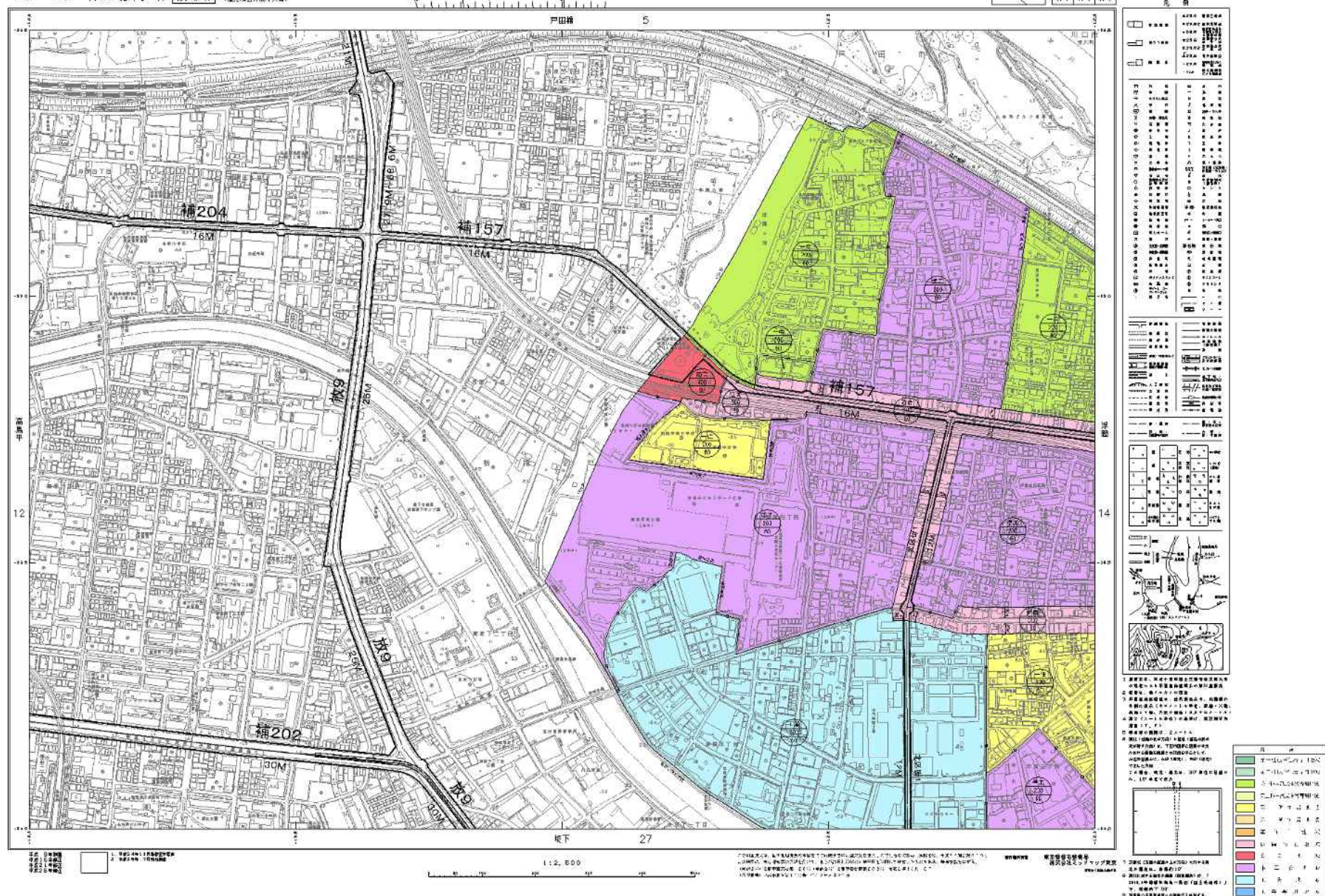


- 凡例
- 重要箇所
 - 変更箇所(10ha以上)
 - 行政界
 - 片渡封鎖
 - 第一種低密度住宅用地域
 - 第二種低密度住宅用地域
 - 第一種中高密度住宅用地域
 - 第二種中高密度住宅用地域
 - 第一種住宅用地域
 - 第二種住宅用地域
 - 産業用地域
 - 近接商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 工業地域
 - 丁種商業地域



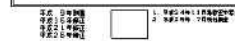
1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 013
10-19 (1)X-KD76-4 (B)1-3、14 (道路幅員作成年月日)

●



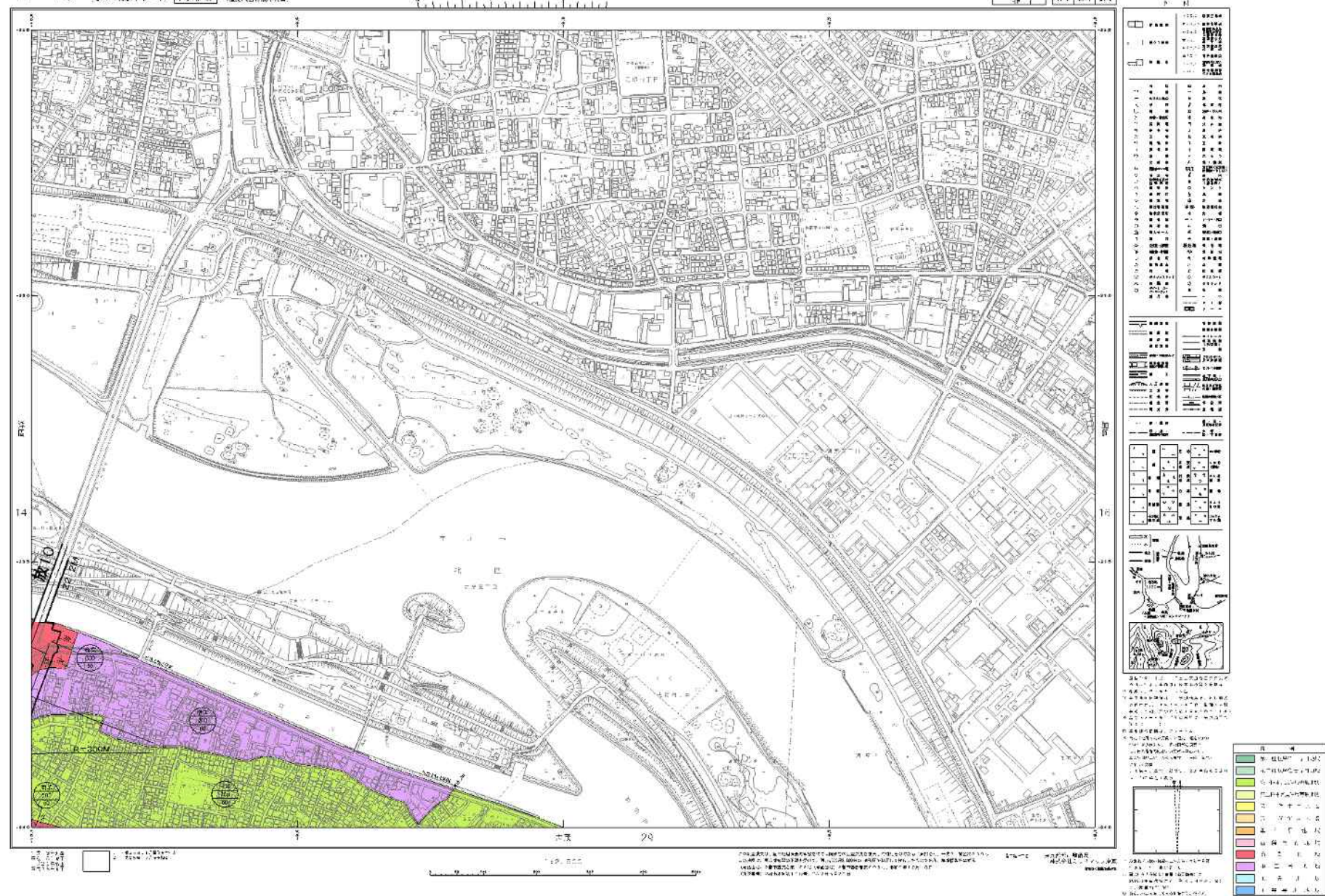
1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 014
10-20 (1)X-KD77-3; 図1-3、14 (道路幅員作成年表)

✱



1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 015
11-16 (IX-KD77-4) 1987.3.14 (建設省都市計画課)

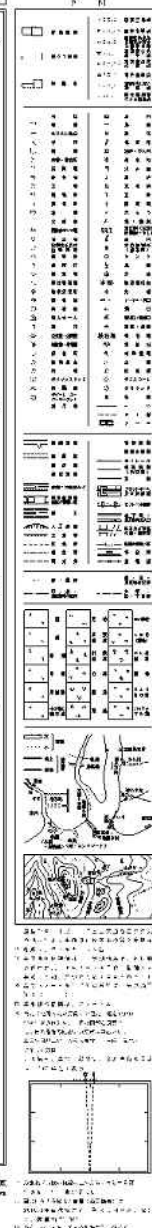
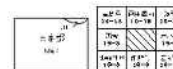
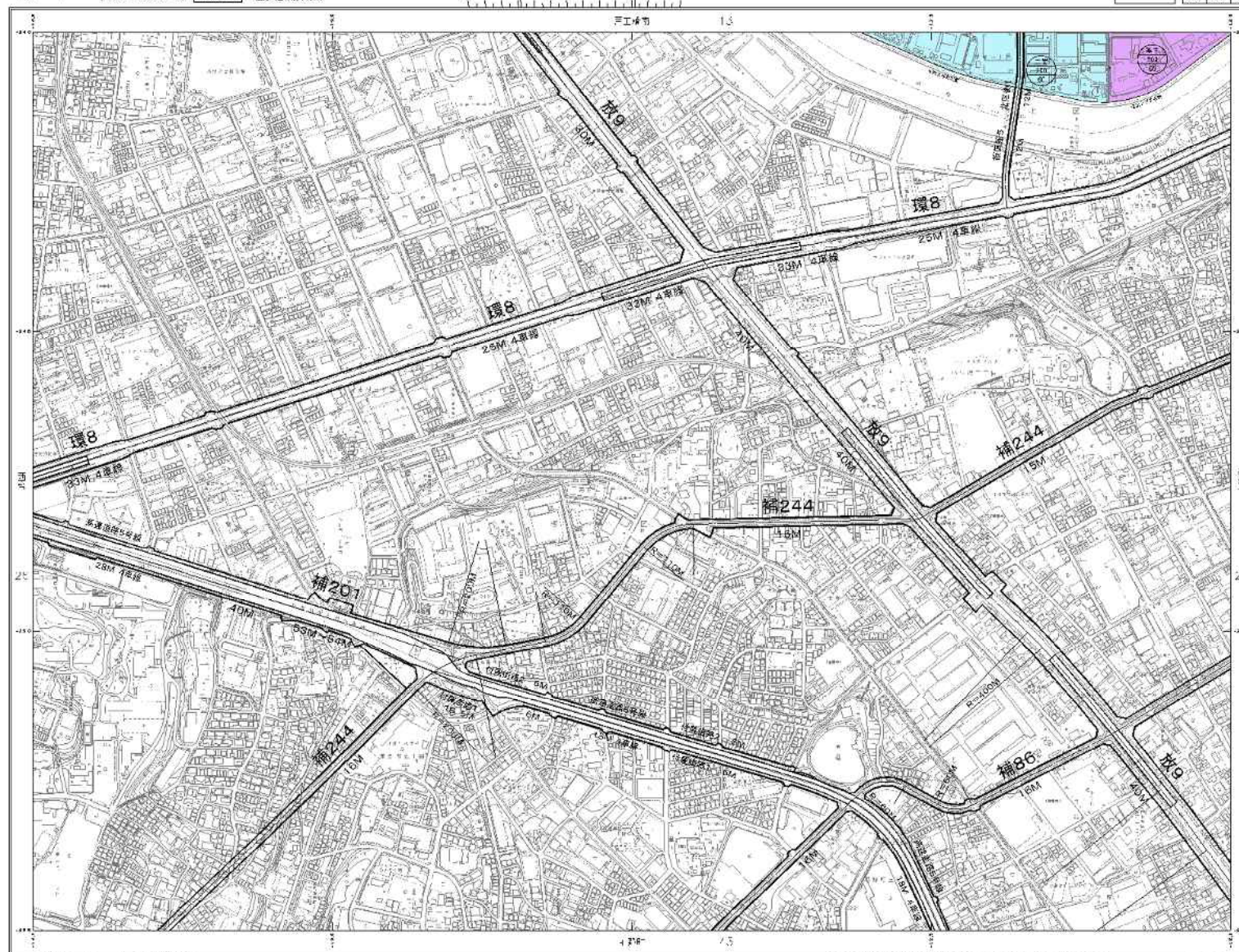
心及北部



北区 用途地域

1:2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 027
19-4 (1X-KD86-2) (75.3.14) (建設省作成年月日)

坂下



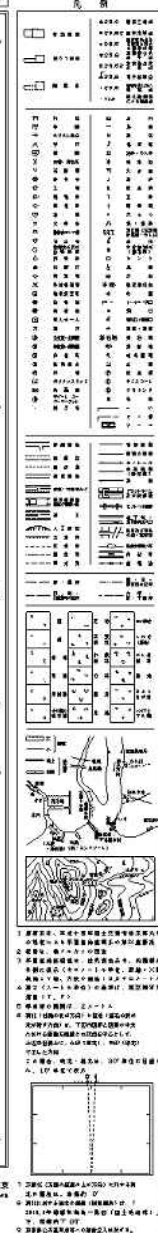
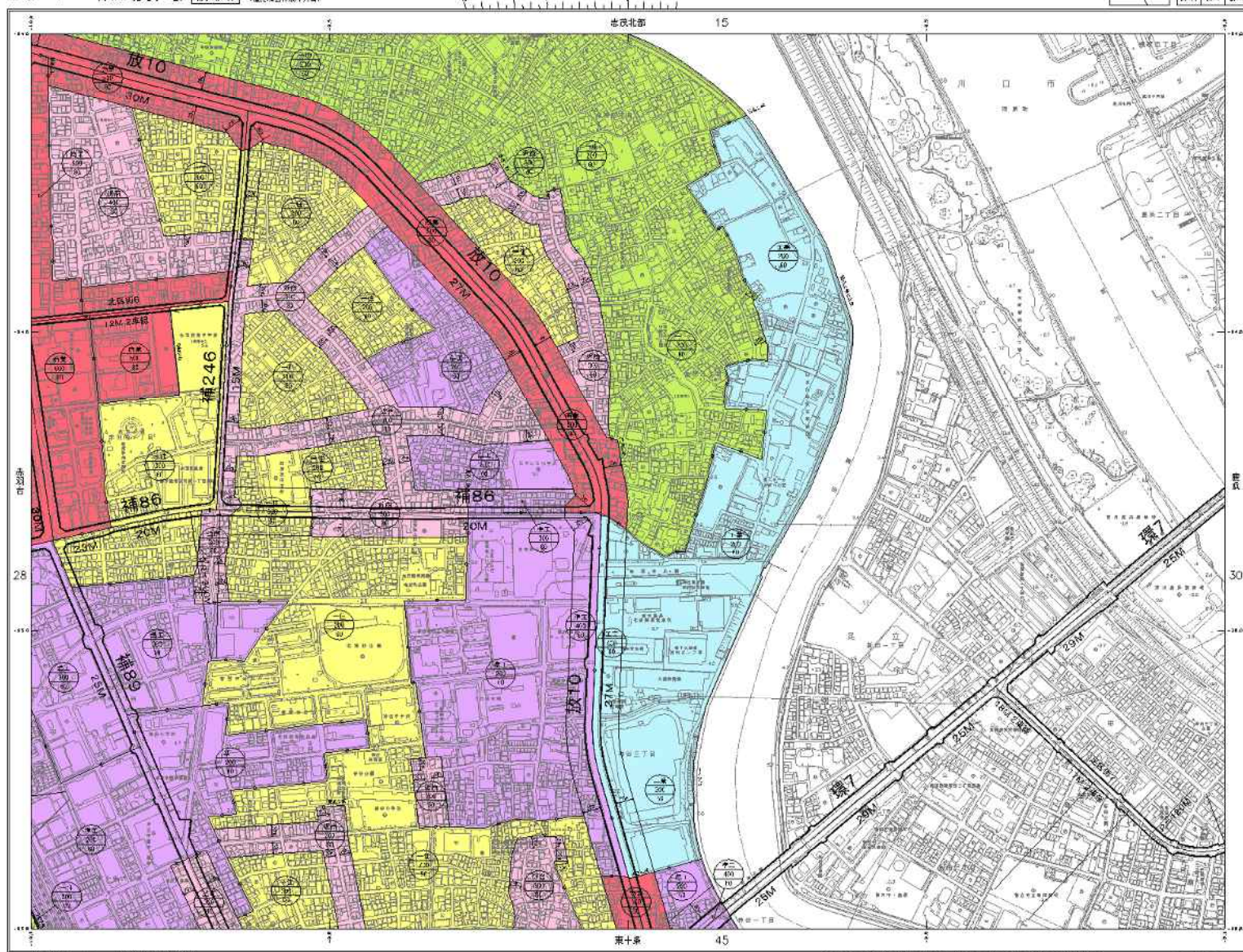
1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 028
19-5 (1)×-△087-1: B93-3-14 (建設省国土地院発行)



北区 川途地域

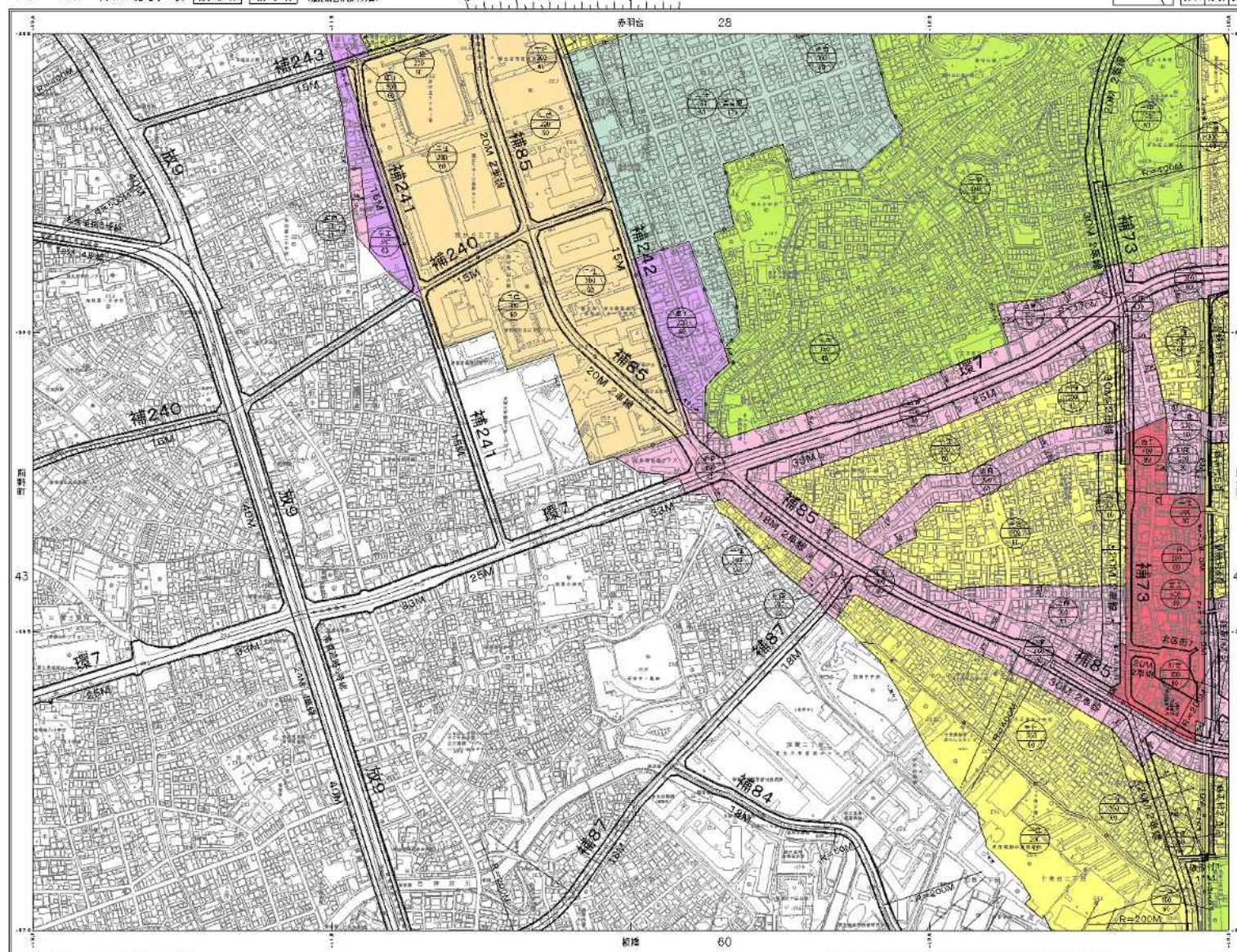
1:2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 029
20-1 (1:X-KD87-2: [10]、37、14) (道路幅員作成年月日)

志茂



19-10 (1) X-KD87-8: B91.3-14 431.3-14 (请附照片作底年月日)

赤羽台 28

[illegible]

門	九	部	二	部
一	部	部	一	部
入	部	部	二	部
二	部	部	三	部
三	部	部	四	部
四	部	部	五	部
五	部	部	六	部
六	部	部	七	部
七	部	部	八	部
八	部	部	九	部
九	部	部	十	部
十	部	部	十一	部
十一	部	部	十二	部
十二	部	部	十三	部
十三	部	部	十四	部
十四	部	部	十五	部
十五	部	部	十六	部
十六	部	部	十七	部
十七	部	部	十八	部
十八	部	部	十九	部
十九	部	部	二十	部
二十	部	部	二十一	部
二十一	部	部	二十二	部
二十二	部	部	二十三	部
二十三	部	部	二十四	部
二十四	部	部	二十五	部
二十五	部	部	二十六	部
二十六	部	部	二十七	部
二十七	部	部	二十八	部
二十八	部	部	二十九	部
二十九	部	部	三十	部
三十	部	部	三十一	部
三十一	部	部	三十二	部
三十二	部	部	三十三	部
三十三	部	部	三十四	部
三十四	部	部	三十五	部
三十五	部	部	三十六	部
三十六	部	部	三十七	部
三十七	部	部	三十八	部
三十八	部	部	三十九	部
三十九	部	部	四十	部
四十	部	部	四十一	部
四十一	部	部	四十二	部
四十二	部	部	四十三	部
四十三	部	部	四十四	部
四十四	部	部	四十五	部
四十五	部	部	四十六	部
四十六	部	部	四十七	部
四十七	部	部	四十八	部
四十八	部	部	四十九	部
四十九	部	部	五十	部
五十	部	部	五十一	部
五十一	部	部	五十二	部
五十二	部	部	五十三	部
五十三	部	部	五十四	部
五十四	部	部	五十五	部
五十五	部	部	五十六	部
五十六	部	部	五十七	部
五十七	部	部	五十八	部
五十八	部	部	五十九	部
五十九	部	部	六十	部
六十	部	部	六十一	部
六十一	部	部	六十二	部
六十二	部	部	六十三	部
六十三	部	部	六十四	部
六十四	部	部	六十五	部
六十五	部	部	六十六	部
六十六	部	部	六十七	部
六十七	部	部	六十八	部
六十八	部	部	六十九	部
六十九	部	部	七十	部
七十	部	部	七十一	部
七十一	部	部	七十二	部
七十二	部	部	七十三	部
七十三	部	部	七十四	部
七十四	部	部	七十五	部
七十五	部	部	七十六	部
七十六	部	部	七十七	部
七十七	部	部	七十八	部
七十八	部	部	七十九	部
七十九	部	部	八十	部
八十	部	部	八十一	部
八十一	部	部	八十二	部
八十二	部	部	八十三	部
八十三	部	部	八十四	部
八十四	部	部	八十五	部
八十五	部	部	八十六	部
八十六	部	部	八十七	部
八十七	部	部	八十八	部
八十八	部	部	八十九	部
八十九	部	部	九十	部
九十	部	部	九十一	部
九十一	部	部	九十二	部
九十二	部	部	九十三	部
九十三	部	部	九十四	部
九十四	部	部	九十五	部
九十五	部	部	九十六	部
九十六	部	部	九十七	部
九十七	部	部	九十八	部
九十八	部	部	九十九	部
九十九	部	部	一百	部

[illegible]

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80																				



① 農業研究、育成や管理に活用可能な遺伝子資源の発見と、その活用を促進するための研究
② 農業研究、育成や管理に活用可能な遺伝子資源の発見と、その活用を促進するための研究

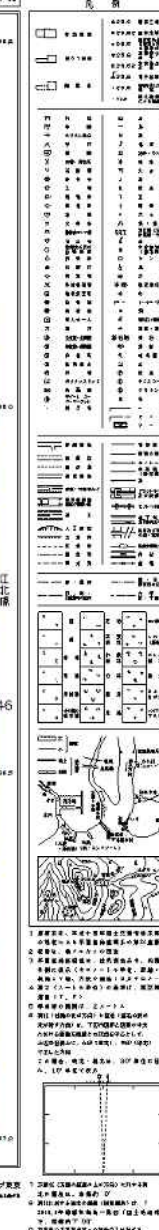
[illegible]

図 2 京都市 (京都市区部) 人口 (万人) の推移と人口密度 (人/平方キロメートル) の推移 (1970年～2000年) の推移 (1970年～2000年)

東十条

20-6

(1) 8-KD87-4; H21-3-14; 431-3-14 (2) 除烟因作历年月日



1. 下列各句中，加粗的词语使用恰当的一项是（3分）
A. 他为人处事一向光明磊落，从不搞小动作，真是让人佩服得五体投地。
B. 他为人处事一向光明磊落，从不搞小动作，真是让人佩服得五体投地。
C. 他为人处事一向光明磊落，从不搞小动作，真是让人佩服得五体投地。
D. 他为人处事一向光明磊落，从不搞小动作，真是让人佩服得五体投地。

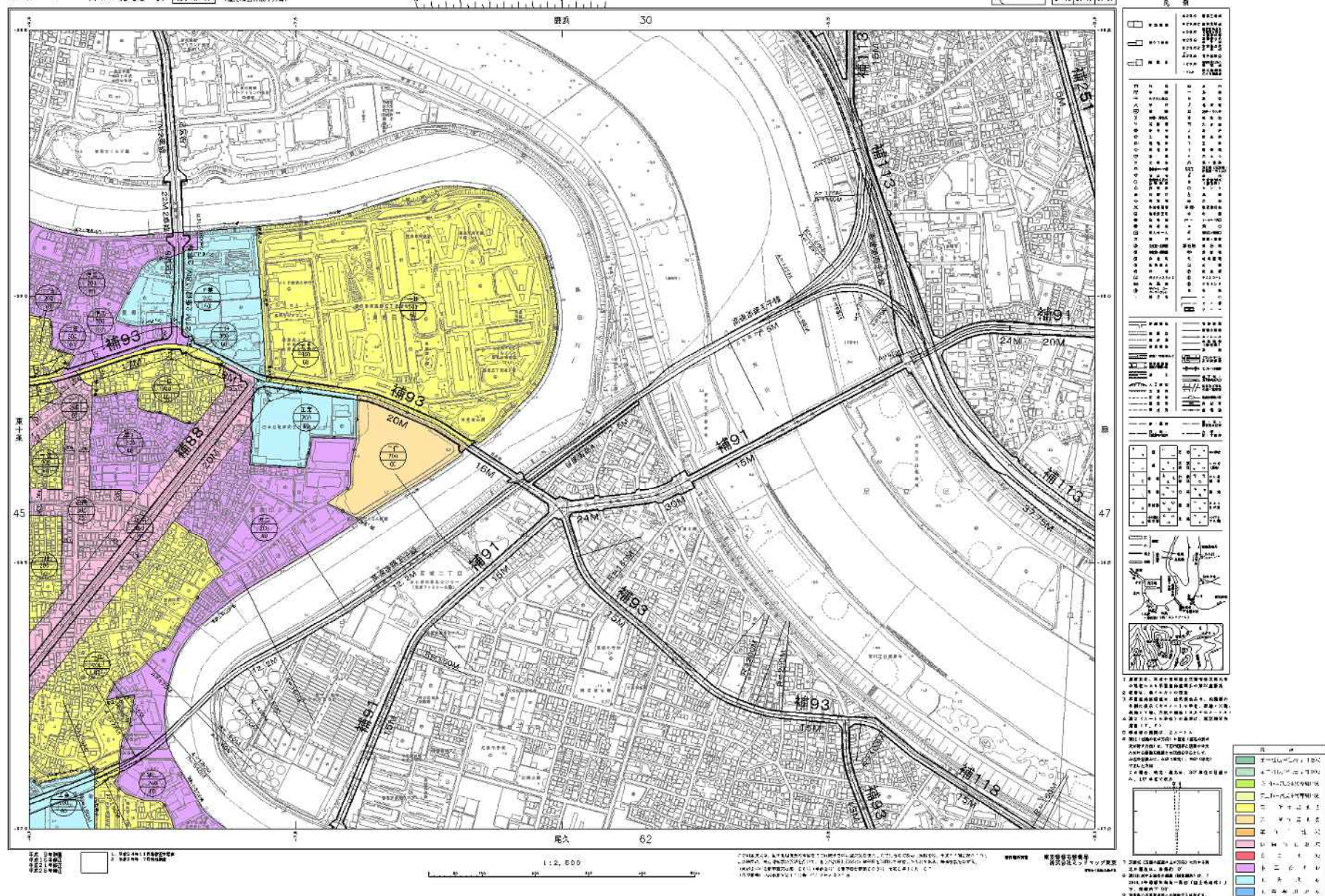
● 現代劇片賞 ● 東京藝術大学音楽学部
現代音楽研究部

2. 已知 $\triangle ABC$ 中, $\angle A = 60^\circ$, $\angle B = 45^\circ$, $\angle C = 75^\circ$, $AB = 10$, 求 BC 的长。

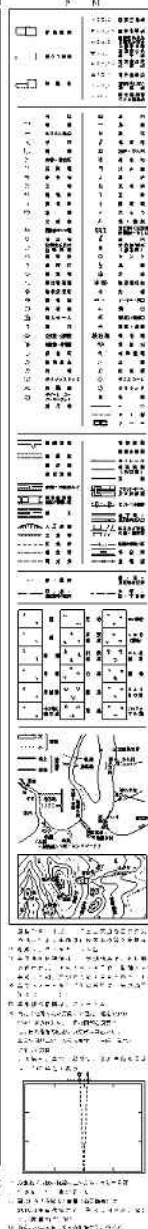
色	名
深绿色	深绿色
浅绿色	浅绿色
黄绿色	黄绿色
黄色	黄色
橙黄色	橙黄色
橙色	橙色
粉红色	粉红色
红色	红色
紫色	紫色
蓝色	蓝色

1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 046
20-7 (1)X-KD88-3; B91.3・34 (道路幅員作成年月日)

†



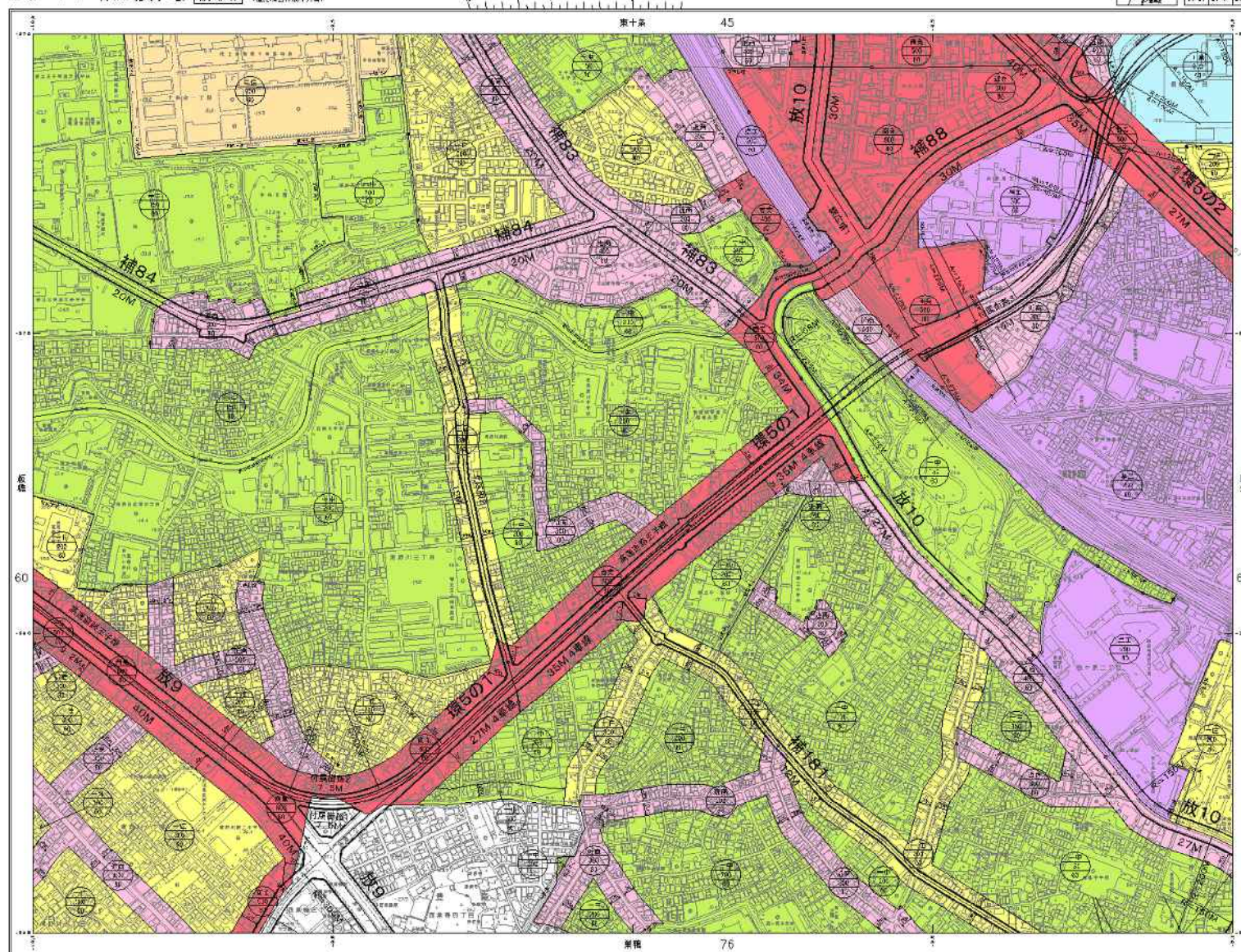
1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 060
19-15 (IX-KD97-1) [78-3,14] (建設省作成資料)



北区 川途地域

1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 061
20-11 (1:2,500 縮尺) (1:2,500 縮尺) (1:2,500 縮尺)

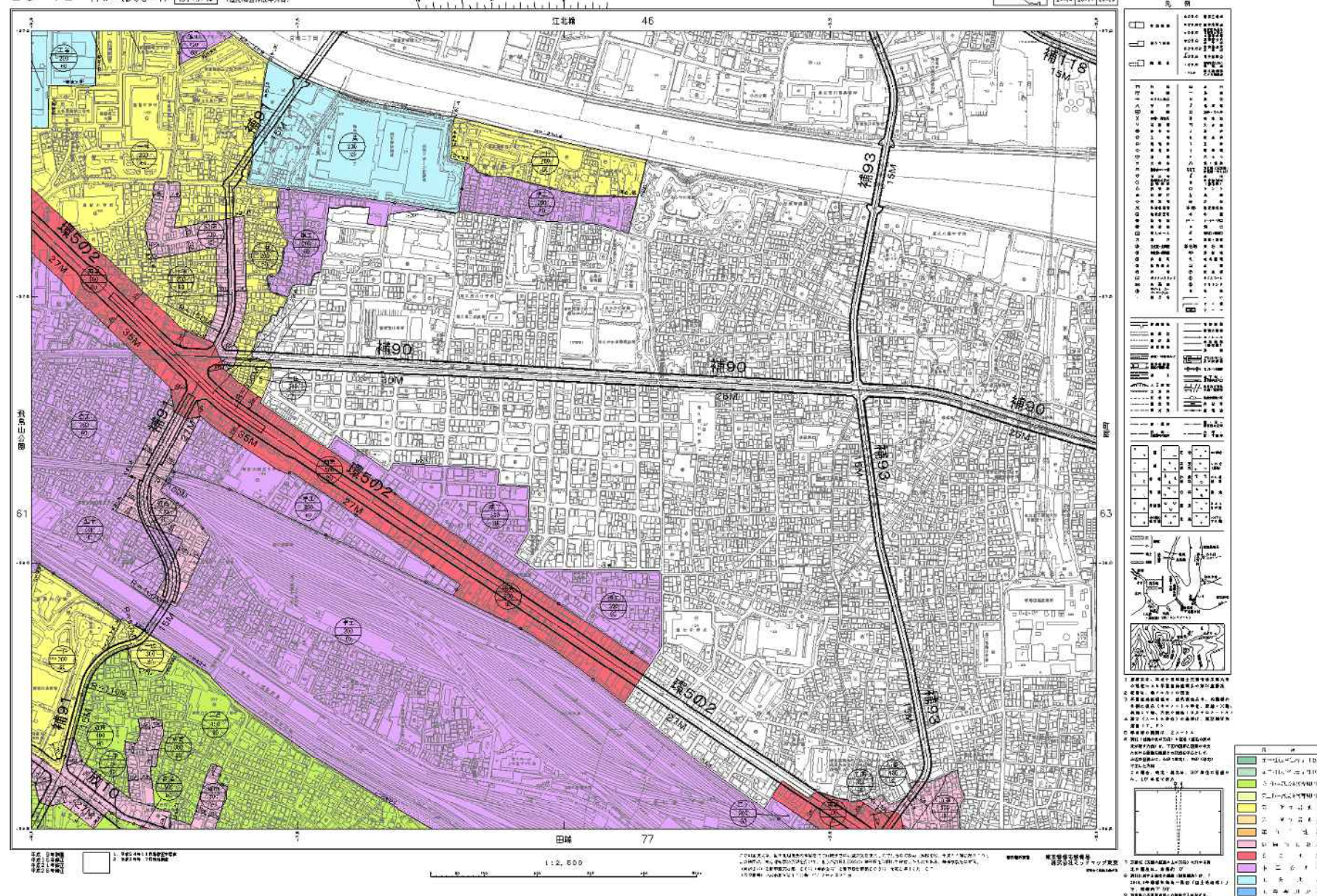
飛鳥山公園



凡例	
道路	道路幅員 10M以上 15M以上 20M以上 25M以上 30M以上 35M以上 40M以上 45M以上 50M以上 55M以上 60M以上 65M以上 70M以上 75M以上 80M以上 85M以上 90M以上 95M以上 100M以上
河川	河川幅員 10M以上 15M以上 20M以上 25M以上 30M以上 35M以上 40M以上 45M以上 50M以上 55M以上 60M以上 65M以上 70M以上 75M以上 80M以上 85M以上 90M以上 95M以上 100M以上
公園	公園面積 1000㎡以上 2000㎡以上 3000㎡以上 4000㎡以上 5000㎡以上 6000㎡以上 7000㎡以上 8000㎡以上 9000㎡以上 10000㎡以上
施設	施設種類 学校 病院 福祉施設 文化施設 体育施設 公園施設 商業施設 工業施設 住宅施設 公共施設 民間施設
その他	その他 境界線 地籍区界 行政区界 市界 国界 海外国境線

1:2.500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 062
20-12 (1)X-KD98-1; B91.3.14 (道路幅員作成年月日)

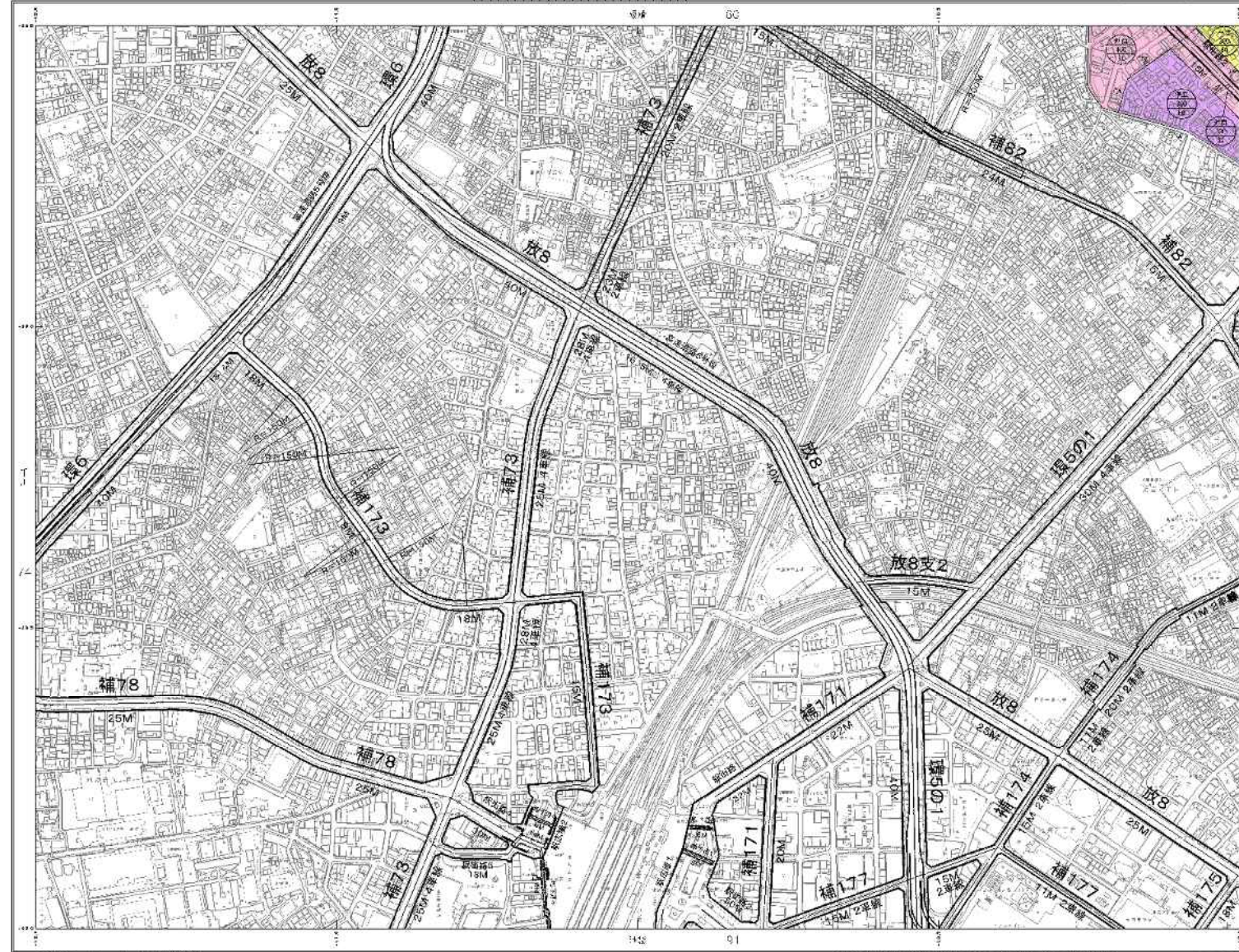
尾久



北区 川途地域

1:2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 075
19-20 (1X-KD97-8) 175・3・14 180・3・15 185・3・16

北池袋



凡例

1. 用途地域
2. 計画道路
3. 計画河川
4. 計画公園
5. 計画緑地
6. 計画施設
7. 計画建物
8. 計画その他

色別凡例

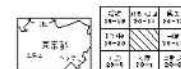
1. 第一種住居地域
2. 第二種住居地域
3. 第三種住居地域
4. 第四種住居地域
5. 第五種住居地域
6. 第六種住居地域
7. 第七種住居地域
8. 第八種住居地域
9. 第九種住居地域
10. 第十種住居地域
11. 第十一種住居地域
12. 第十二種住居地域
13. 第十三種住居地域
14. 第十四種住居地域
15. 第十五種住居地域
16. 第十六種住居地域
17. 第十七種住居地域
18. 第十八種住居地域
19. 第十九種住居地域
20. 第二十種住居地域
21. 第二十一種住居地域
22. 第二十二種住居地域
23. 第二十三種住居地域
24. 第二十四種住居地域
25. 第二十五種住居地域
26. 第二十六種住居地域
27. 第二十七種住居地域
28. 第二十八種住居地域
29. 第二十九種住居地域
30. 第三十種住居地域
31. 第三十一種住居地域
32. 第三十二種住居地域
33. 第三十三種住居地域
34. 第三十四種住居地域
35. 第三十五種住居地域
36. 第三十六種住居地域
37. 第三十七種住居地域
38. 第三十八種住居地域
39. 第三十九種住居地域
40. 第四十種住居地域
41. 第四十一種住居地域
42. 第四十二種住居地域
43. 第四十三種住居地域
44. 第四十四種住居地域
45. 第四十五種住居地域
46. 第四十六種住居地域
47. 第四十七種住居地域
48. 第四十八種住居地域
49. 第四十九種住居地域
50. 第五十種住居地域
51. 第五十一種住居地域
52. 第五十二種住居地域
53. 第五十三種住居地域
54. 第五十四種住居地域
55. 第五十五種住居地域
56. 第五十六種住居地域
57. 第五十七種住居地域
58. 第五十八種住居地域
59. 第五十九種住居地域
60. 第六十種住居地域
61. 第六十一種住居地域
62. 第六十二種住居地域
63. 第六十三種住居地域
64. 第六十四種住居地域
65. 第六十五種住居地域
66. 第六十六種住居地域
67. 第六十七種住居地域
68. 第六十八種住居地域
69. 第六十九種住居地域
70. 第七十種住居地域
71. 第七十一種住居地域
72. 第七十二種住居地域
73. 第七十三種住居地域
74. 第七十四種住居地域
75. 第七十五種住居地域
76. 第七十六種住居地域
77. 第七十七種住居地域
78. 第七十八種住居地域
79. 第七十九種住居地域
80. 第八十種住居地域
81. 第八十一種住居地域
82. 第八十二種住居地域
83. 第八十三種住居地域
84. 第八十四種住居地域
85. 第八十五種住居地域
86. 第八十六種住居地域
87. 第八十七種住居地域
88. 第八十八種住居地域
89. 第八十九種住居地域
90. 第九十種住居地域
91. 第九十一種住居地域
92. 第九十二種住居地域
93. 第九十三種住居地域
94. 第九十四種住居地域
95. 第九十五種住居地域
96. 第九十六種住居地域
97. 第九十七種住居地域
98. 第九十八種住居地域
99. 第九十九種住居地域
100. 第一百種住居地域

北区 川途地域

1:2,500 東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 076

20-16 (1X-KD97-4) 175-3-14 300-2-70 (2013年5月現在)

巣鴨



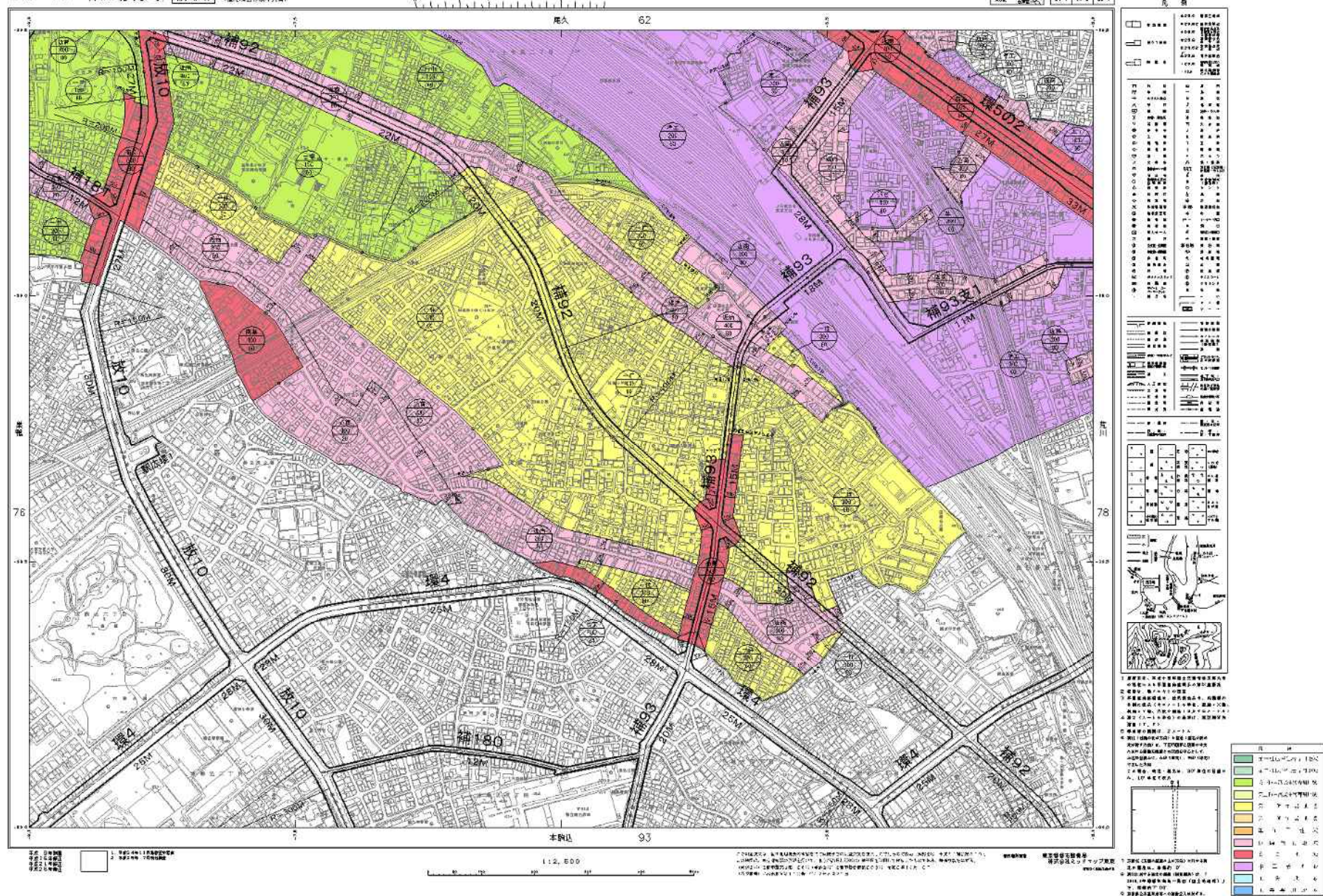
凡例

1. 用途地域
2. 道路
3. 河川
4. 鉄道
5. 境界
6. 地籍区界
7. 地籍小界
8. 地籍小界
9. 地籍小界
10. 地籍小界
11. 地籍小界
12. 地籍小界
13. 地籍小界
14. 地籍小界
15. 地籍小界
16. 地籍小界
17. 地籍小界
18. 地籍小界
19. 地籍小界
20. 地籍小界
21. 地籍小界
22. 地籍小界
23. 地籍小界
24. 地籍小界
25. 地籍小界
26. 地籍小界
27. 地籍小界
28. 地籍小界
29. 地籍小界
30. 地籍小界
31. 地籍小界
32. 地籍小界
33. 地籍小界
34. 地籍小界
35. 地籍小界
36. 地籍小界
37. 地籍小界
38. 地籍小界
39. 地籍小界
40. 地籍小界
41. 地籍小界
42. 地籍小界
43. 地籍小界
44. 地籍小界
45. 地籍小界
46. 地籍小界
47. 地籍小界
48. 地籍小界
49. 地籍小界
50. 地籍小界
51. 地籍小界
52. 地籍小界
53. 地籍小界
54. 地籍小界
55. 地籍小界
56. 地籍小界
57. 地籍小界
58. 地籍小界
59. 地籍小界
60. 地籍小界
61. 地籍小界
62. 地籍小界
63. 地籍小界
64. 地籍小界
65. 地籍小界
66. 地籍小界
67. 地籍小界
68. 地籍小界
69. 地籍小界
70. 地籍小界
71. 地籍小界
72. 地籍小界
73. 地籍小界
74. 地籍小界
75. 地籍小界
76. 地籍小界
77. 地籍小界
78. 地籍小界
79. 地籍小界
80. 地籍小界
81. 地籍小界
82. 地籍小界
83. 地籍小界
84. 地籍小界
85. 地籍小界
86. 地籍小界
87. 地籍小界
88. 地籍小界
89. 地籍小界
90. 地籍小界
91. 地籍小界
92. 地籍小界
93. 地籍小界
94. 地籍小界
95. 地籍小界
96. 地籍小界
97. 地籍小界
98. 地籍小界
99. 地籍小界
100. 地籍小界

色別

1. 住居
2. 商業
3. 工業
4. 第一種住居
5. 第二種住居
6. 第三種住居
7. 第四種住居
8. 第五種住居
9. 第六種住居
10. 第七種住居
11. 第八種住居
12. 第九種住居
13. 第十種住居
14. 第十一種住居
15. 第十二種住居
16. 第十三種住居
17. 第十四種住居
18. 第十五種住居
19. 第十六種住居
20. 第十七種住居
21. 第十八種住居
22. 第十九種住居
23. 第二十種住居
24. 第二十一種住居
25. 第二十二種住居
26. 第二十三種住居
27. 第二十四種住居
28. 第二十五種住居
29. 第二十六種住居
30. 第二十七種住居
31. 第二十八種住居
32. 第二十九種住居
33. 第三十種住居
34. 第三十一種住居
35. 第三十二種住居
36. 第三十三種住居
37. 第三十四種住居
38. 第三十五種住居
39. 第三十六種住居
40. 第三十七種住居
41. 第三十八種住居
42. 第三十九種住居
43. 第四十種住居
44. 第四十一種住居
45. 第四十二種住居
46. 第四十三種住居
47. 第四十四種住居
48. 第四十五種住居
49. 第四十六種住居
50. 第四十七種住居
51. 第四十八種住居
52. 第四十九種住居
53. 第五十種住居
54. 第五十一種住居
55. 第五十二種住居
56. 第五十三種住居
57. 第五十四種住居
58. 第五十五種住居
59. 第五十六種住居
60. 第五十七種住居
61. 第五十八種住居
62. 第五十九種住居
63. 第六十種住居
64. 第六十一種住居
65. 第六十二種住居
66. 第六十三種住居
67. 第六十四種住居
68. 第六十五種住居
69. 第六十六種住居
70. 第六十七種住居
71. 第六十八種住居
72. 第六十九種住居
73. 第七十種住居
74. 第七十一種住居
75. 第七十二種住居
76. 第七十三種住居
77. 第七十四種住居
78. 第七十五種住居
79. 第七十六種住居
80. 第七十七種住居
81. 第七十八種住居
82. 第七十九種住居
83. 第八十種住居
84. 第八十一種住居
85. 第八十二種住居
86. 第八十三種住居
87. 第八十四種住居
88. 第八十五種住居
89. 第八十六種住居
90. 第八十七種住居
91. 第八十八種住居
92. 第八十九種住居
93. 第九十種住居
94. 第九十一種住居
95. 第九十二種住居
96. 第九十三種住居
97. 第九十四種住居
98. 第九十五種住居
99. 第九十六種住居
100. 第九十七種住居
101. 第九十八種住居
102. 第九十九種住居
103. 第一百種住居

1:2,500 東京都市計画用途地域(東京都決定)計画図 077
20-17 (1)X-KD98-3; B9-13,14 (建築協賛作成年月日)



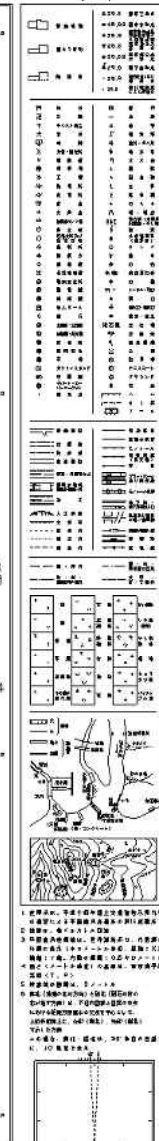
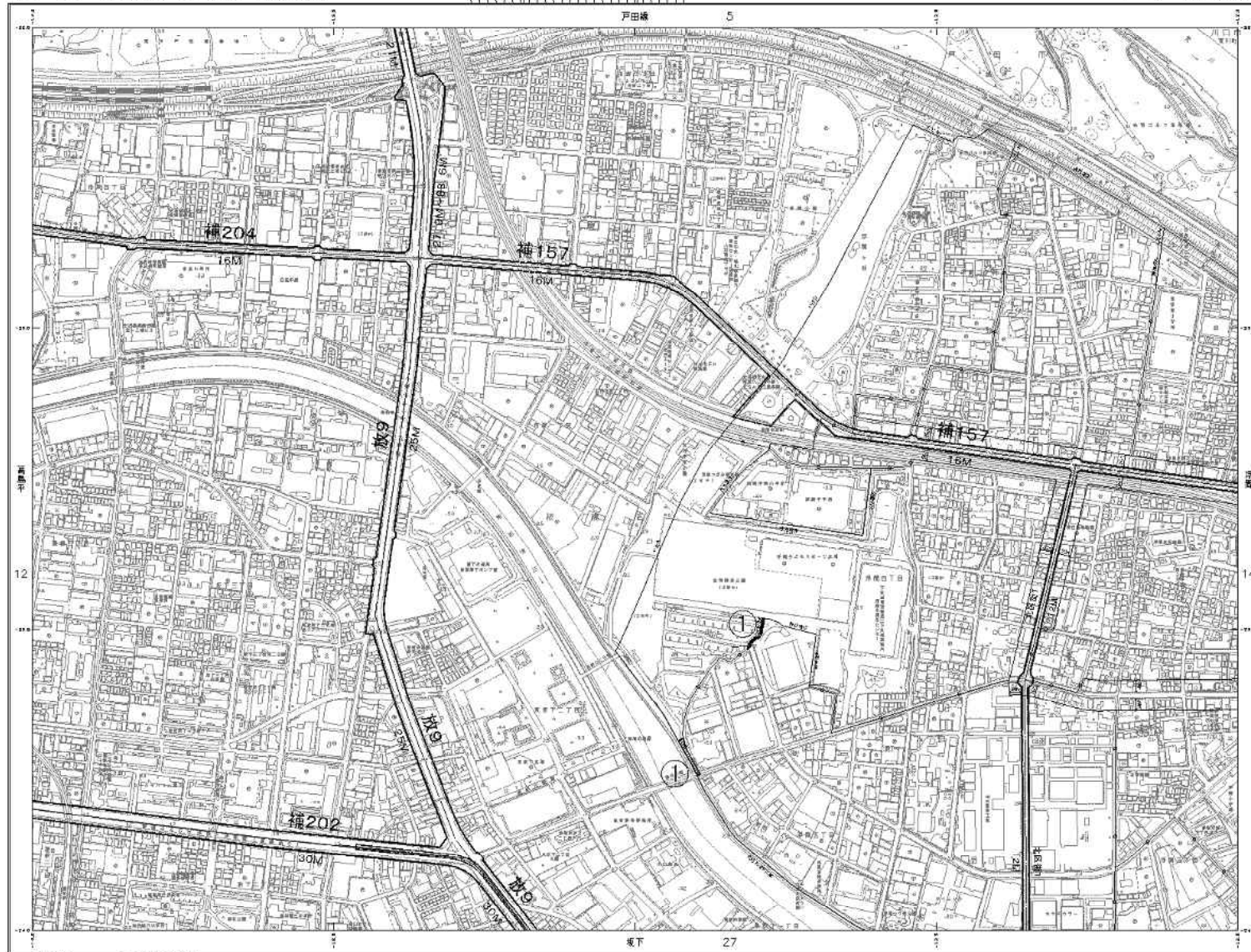
北区 用途地域

東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 013
 【参考】 東京都市計画用途地域（北区決定）計画図
 【参考】 東京都市計画用途地域（北区決定）計画図
 1:2,500
 (参考) 東京都市計画用途地域（北区決定）計画図
 10-19 (1) X-KD76-42 (15-2-14) (建設省HPF)

戸田橋南



変更箇所図 (1/6)



符号	用途地域						用途地域					
	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
①	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途

1:2,500
 10-19 (1) X-KD76-42 (15-2-14) (建設省HPF)

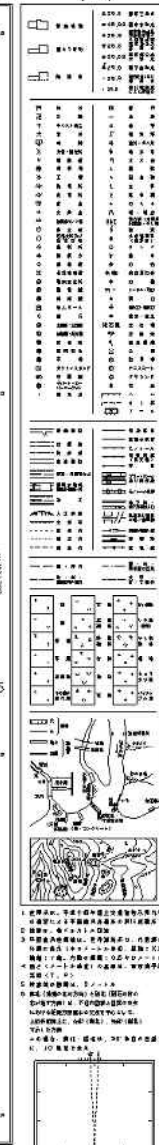
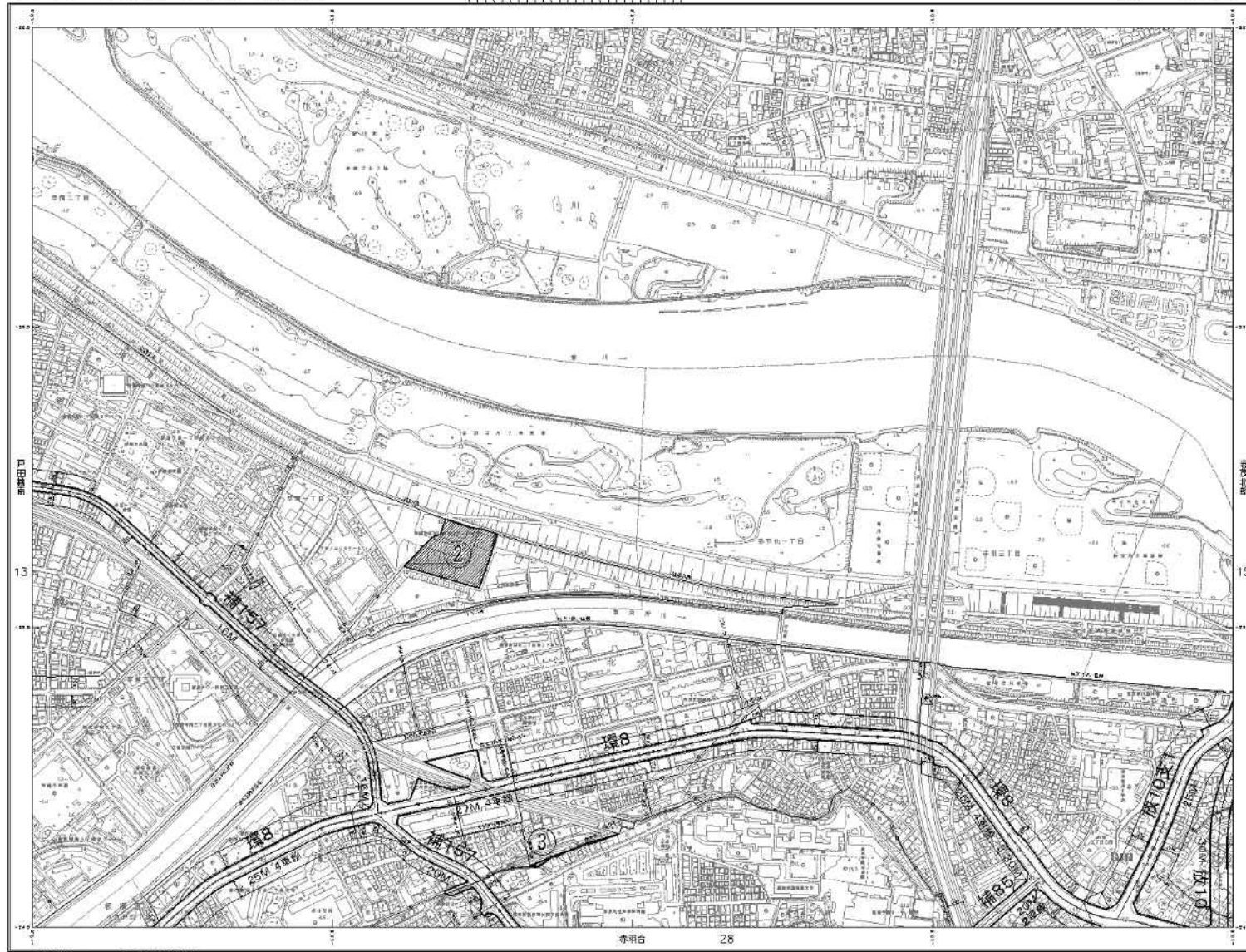
北区 用途地域

東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 014
 【参考】東京都市計画用途地域（北区決定）計画図
 【参考】東京都市計画の地域区分及び道路用地（北区決定）計画図
 1:2,500（原簿）東京都市計画特別用途地域（北区決定）計画図
 10-20 (1) X-KD77-3 (2) 図面番号: 14 道路幅員: 10m

浮間



変更箇所図 (2/6)



寸法	従来の					変更後				
	用途	建築	高さ	容積	容積	用途	建築	高さ	容積	容積
①	商業	60	200	-	-	商業	60	200	-	-
②	商業	60	150	-	-	商業	60	200	-	-

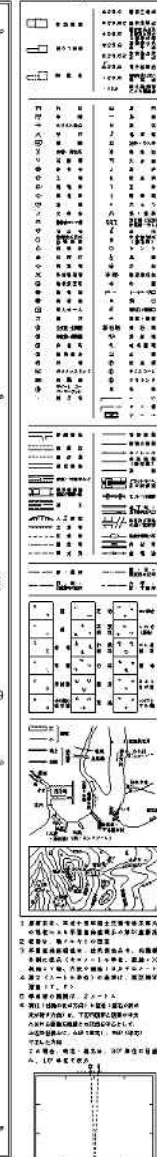
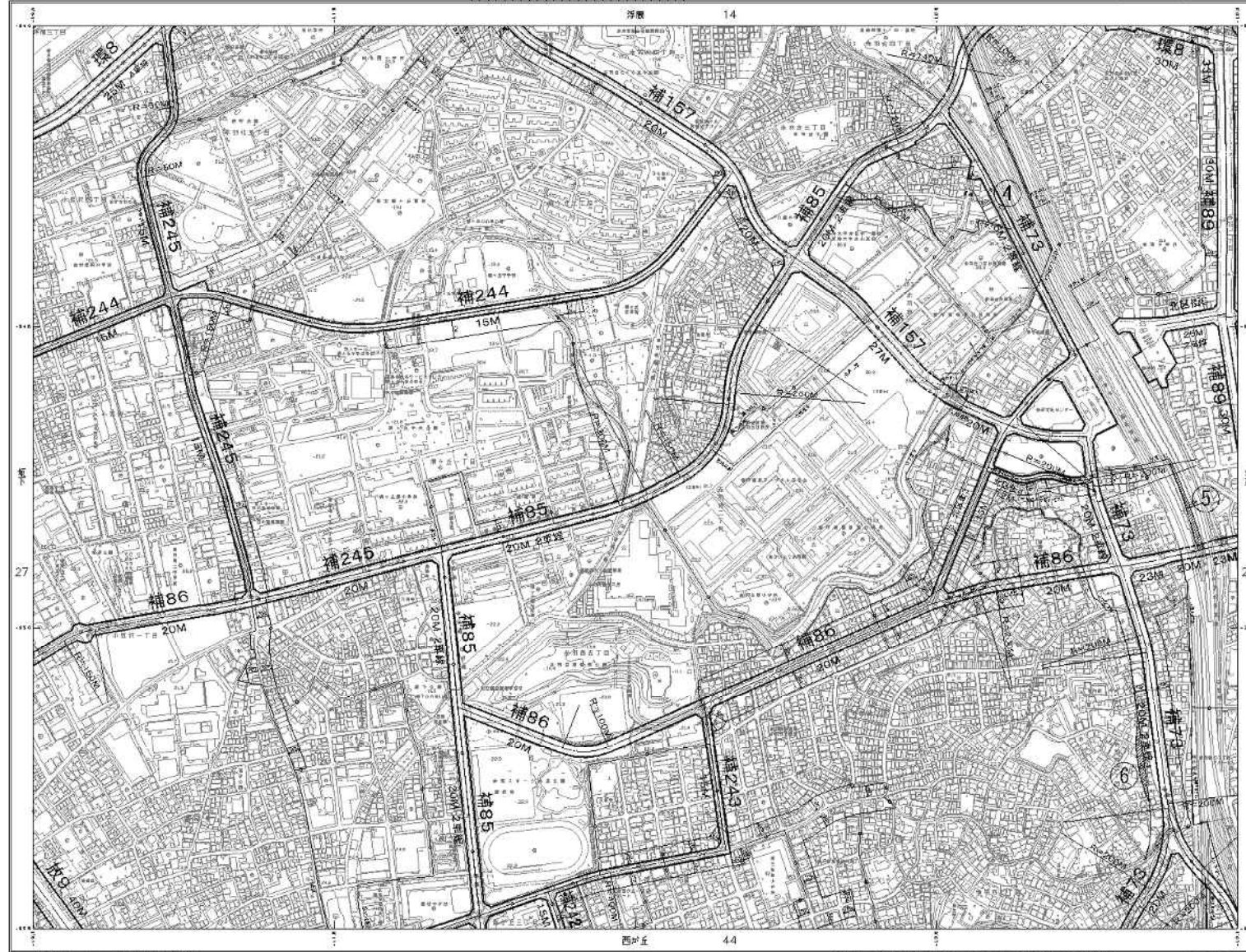
この図は、東京都市計画用途地域（東京都決定）計画図 014 の一部を示す。この図は、東京都市計画用途地域（北区決定）計画図の一部を示す。この図は、東京都市計画用途地域（北区決定）計画図の一部を示す。

北区 用途地域

東京都都市計画条例(第100号)施行規則(第100号)第10条第1項
 (参考) 東京都都市計画条例(第100号)施行規則(第100号)第10条第1項
 (参考) 東京都都市計画条例(第100号)施行規則(第100号)第10条第1項
 (参考) 東京都都市計画条例(第100号)施行規則(第100号)第10条第1項

赤羽台

変更箇所図 (3/6)



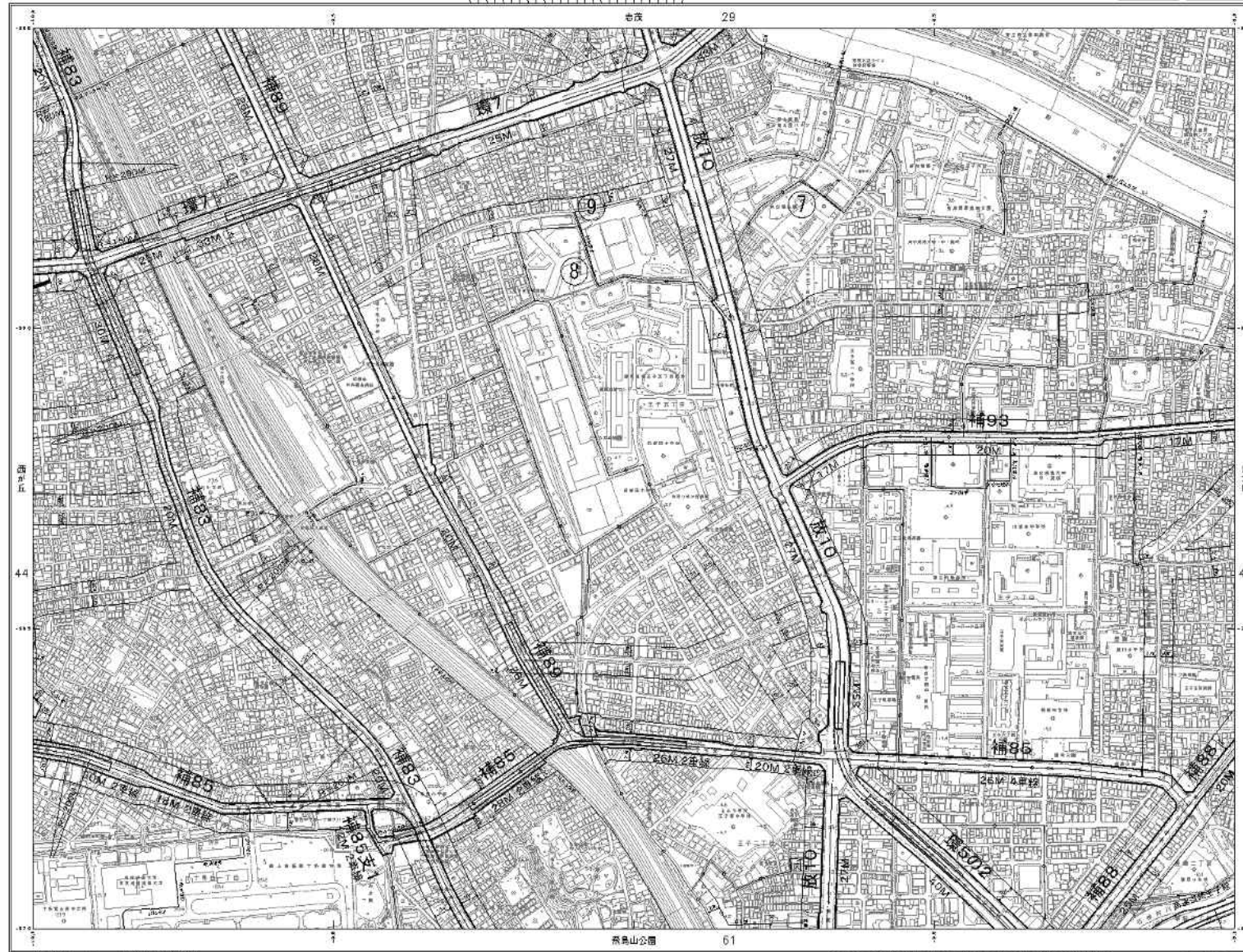
区画	用途地域						変更前					
	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
1	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅
2	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅
3	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅
4	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅	住宅

北区 用途地域

東京都府令第104号（東京都令第104号）附図第4号
 [参考] 東京都府令第104号（東京都令第104号）附図第4号
 [参考] 東京都府令第104号（東京都令第104号）附図第4号
 [参考] 東京都府令第104号（東京都令第104号）附図第4号

東十条

変更箇所図 (4/6)



変更箇所	変更内容	変更理由
東十条2丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条3丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条4丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条5丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条6丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条7丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条8丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条9丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条10丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条11丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条12丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条13丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条14丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条15丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条16丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条17丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条18丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条19丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条20丁目	用途地域変更	都市計画決定

変更箇所	変更内容	変更理由
東十条2丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条3丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条4丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条5丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条6丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条7丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条8丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条9丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条10丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条11丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条12丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条13丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条14丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条15丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条16丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条17丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条18丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条19丁目	用途地域変更	都市計画決定
東十条20丁目	用途地域変更	都市計画決定

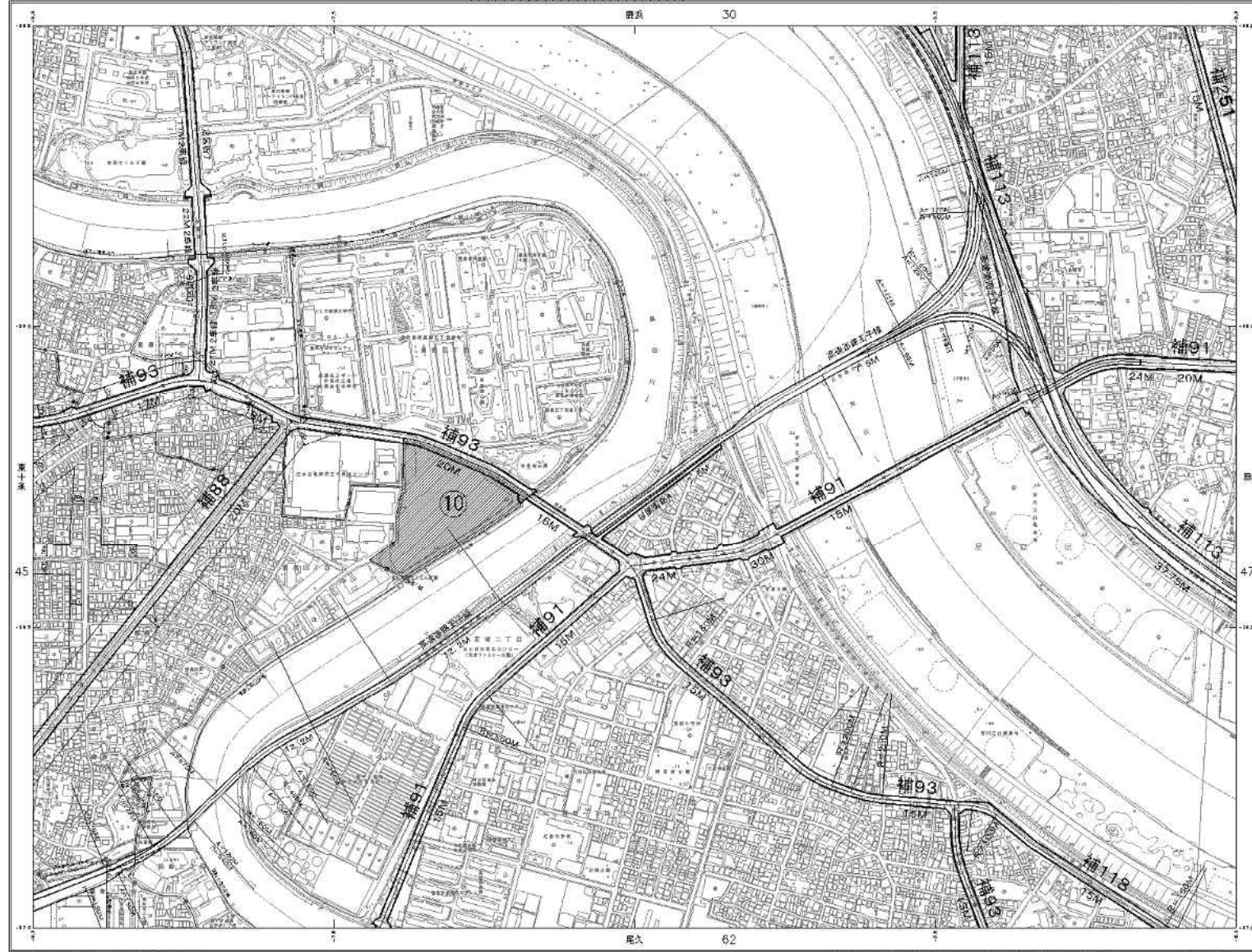
北区 用途地域

東京都都市計画条例(第100条)第4項(用途地域)第4号
 (参考) 東京都都市計画条例(第100条)第4号(用途地域)第4号
 (参考) 東京都都市計画条例(第100条)第4号(用途地域)第4号
 (参考) 東京都都市計画条例(第100条)第4号(用途地域)第4号

江北橋



変更箇所図 (5/6)



凡例

変更箇所図 (5/6)

1. 変更箇所図 (5/6)

2. 変更箇所図 (5/6)

3. 変更箇所図 (5/6)

4. 変更箇所図 (5/6)

5. 変更箇所図 (5/6)

6. 変更箇所図 (5/6)

7. 変更箇所図 (5/6)

8. 変更箇所図 (5/6)

9. 変更箇所図 (5/6)

10. 変更箇所図 (5/6)

11. 変更箇所図 (5/6)

12. 変更箇所図 (5/6)

13. 変更箇所図 (5/6)

14. 変更箇所図 (5/6)

15. 変更箇所図 (5/6)

16. 変更箇所図 (5/6)

17. 変更箇所図 (5/6)

18. 変更箇所図 (5/6)

19. 変更箇所図 (5/6)

20. 変更箇所図 (5/6)

21. 変更箇所図 (5/6)

22. 変更箇所図 (5/6)

23. 変更箇所図 (5/6)

24. 変更箇所図 (5/6)

25. 変更箇所図 (5/6)

26. 変更箇所図 (5/6)

27. 変更箇所図 (5/6)

28. 変更箇所図 (5/6)

29. 変更箇所図 (5/6)

30. 変更箇所図 (5/6)

31. 変更箇所図 (5/6)

32. 変更箇所図 (5/6)

33. 変更箇所図 (5/6)

34. 変更箇所図 (5/6)

35. 変更箇所図 (5/6)

36. 変更箇所図 (5/6)

37. 変更箇所図 (5/6)

38. 変更箇所図 (5/6)

39. 変更箇所図 (5/6)

40. 変更箇所図 (5/6)

41. 変更箇所図 (5/6)

42. 変更箇所図 (5/6)

43. 変更箇所図 (5/6)

44. 変更箇所図 (5/6)

45. 変更箇所図 (5/6)

46. 変更箇所図 (5/6)

47. 変更箇所図 (5/6)

48. 変更箇所図 (5/6)

49. 変更箇所図 (5/6)

50. 変更箇所図 (5/6)

51. 変更箇所図 (5/6)

52. 変更箇所図 (5/6)

53. 変更箇所図 (5/6)

54. 変更箇所図 (5/6)

55. 変更箇所図 (5/6)

56. 変更箇所図 (5/6)

57. 変更箇所図 (5/6)

58. 変更箇所図 (5/6)

59. 変更箇所図 (5/6)

60. 変更箇所図 (5/6)

61. 変更箇所図 (5/6)

62. 変更箇所図 (5/6)

63. 変更箇所図 (5/6)

64. 変更箇所図 (5/6)

65. 変更箇所図 (5/6)

66. 変更箇所図 (5/6)

67. 変更箇所図 (5/6)

68. 変更箇所図 (5/6)

69. 変更箇所図 (5/6)

70. 変更箇所図 (5/6)

71. 変更箇所図 (5/6)

72. 変更箇所図 (5/6)

73. 変更箇所図 (5/6)

74. 変更箇所図 (5/6)

75. 変更箇所図 (5/6)

76. 変更箇所図 (5/6)

77. 変更箇所図 (5/6)

78. 変更箇所図 (5/6)

79. 変更箇所図 (5/6)

80. 変更箇所図 (5/6)

81. 変更箇所図 (5/6)

82. 変更箇所図 (5/6)

83. 変更箇所図 (5/6)

84. 変更箇所図 (5/6)

85. 変更箇所図 (5/6)

86. 変更箇所図 (5/6)

87. 変更箇所図 (5/6)

88. 変更箇所図 (5/6)

89. 変更箇所図 (5/6)

90. 変更箇所図 (5/6)

91. 変更箇所図 (5/6)

92. 変更箇所図 (5/6)

93. 変更箇所図 (5/6)

94. 変更箇所図 (5/6)

95. 変更箇所図 (5/6)

96. 変更箇所図 (5/6)

97. 変更箇所図 (5/6)

98. 変更箇所図 (5/6)

99. 変更箇所図 (5/6)

100. 変更箇所図 (5/6)

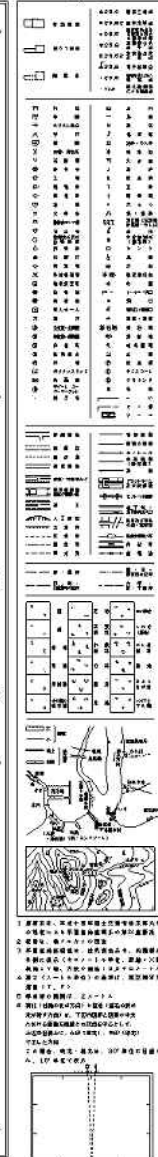
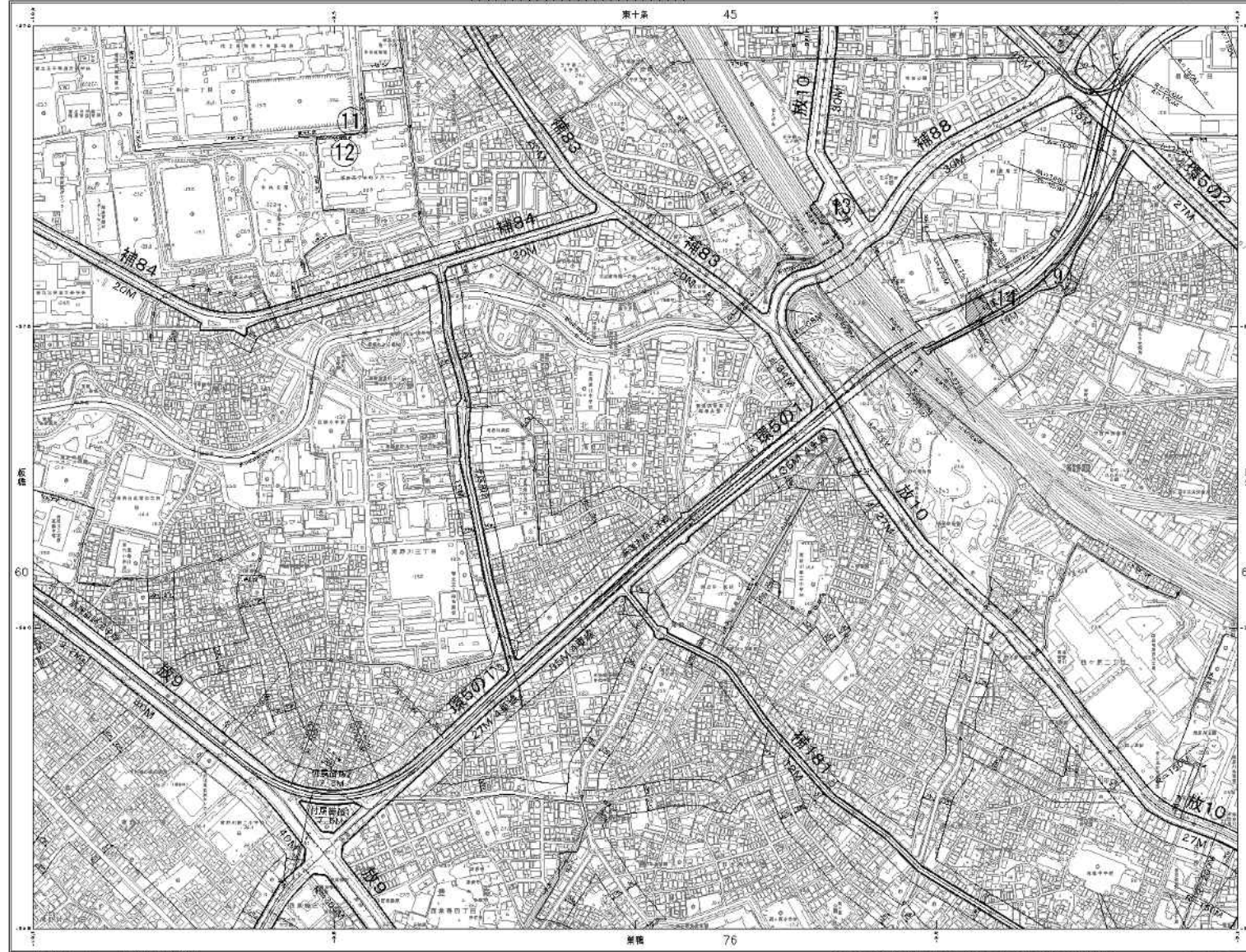
用途	変更前					変更後				
	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途
用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途	用途

北区 用途地域

東京都府令第10号(東京都府令第10号)附図第1号
 (参考) 東京都府令第10号(東京都府令第10号)附図第1号
 (参考) 東京都府令第10号(東京都府令第10号)附図第1号
 (参考) 東京都府令第10号(東京都府令第10号)附図第1号

飛鳥山公園

変更箇所図 (6/6)



用途地域	変更前				変更後				備考
	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	
①	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200
②	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200
③	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200
④	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200
⑤	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200
⑥	住宅	60	200	住宅	60	200	住宅	60	200

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画用途地域

2 理 由

昭和 43 年の都市計画法の制定以降、東京都全域を対象とした用途地域の見直しを、法改正や上位計画策定等に伴い、昭和 48 年、昭和 56 年、平成元年、平成 8 年、平成 16 年に、目指すべき市街地像を実現するため行ってきた。

前回の見直しから約 18 年が経過している中で、道路の整備による地形地物の変更（変化）などが多く発生したことにより、用途地域等の指定状況と現況との不整合などがみられることから、今回、これに伴う用途地域等の変更を一括して実施することとした。

また、I C Tの更なる活用やオープンデータ化等の推進のため、区域区分や用途地域等の計画図、東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例第 4 条関係図書について、地理情報システム（GIS）データを活用して作成する。

このような背景を踏まえ、地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、面積約 177.8 ヘクタールの区域について、用途地域を変更する。

都市計画の案に対する意見書の提出状況について

東京都市計画用途地域の変更に係る都市計画の案を、都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項において準用する法17条第1項の規定に基づき、令和4年12月1日～15日までの2週間公衆の縦覧に供したところ、同期間中に北区に係る意見書の提出はありませんでした。

都市計画の種類及び名称

東京都市計画用途地域 用途地域等一括変更関連

都市計画の素案に対する意見書の要旨と見解

下記に係る都市計画の素案を、令和3年12月1日から12月28日までの4週間、住民向け説明資料の配付及びホームページ等での公開を行ったところ、同期間中に3通（3名）の意見書の提出があった。その意見書の要旨及び北区の見解は次のとおりである。

用途地域の一括変更（素案）

意見書の要旨	北区の見解
I 賛成意見に関するもの（なし）	
II 反対意見に関するもの 1通（1名）	
1 （No.9-1、9-2：東十条三丁目10） 説明を頂きましたが専門的でわかりません。従来のままの指定でお願い致します。	No.9-1、9-2は集合住宅の敷地内にある通路の中心を用途地域の境界としていましたが、地図上の通路境界が現地では不明確であるため、隣地との敷地境界線を用途地域の境界とするものです。 集合住宅の敷地内にあった準工業地域を敷地のほとんどを占める住居地域及び近隣商業地域へ変更するものであり、現在の土地利用や周辺市街地の環境に影響を及ぼすものではありません。

意見書の要旨	北区の見解
Ⅲ その他の意見 2通（2名） 1 （No.10：豊島四丁目18） 「王子5丁目21、26、志茂3丁目43および志茂4丁目48（他8箇所）」の地点についても「No.10：豊島四丁目18」の規模と同等もしくはそれを超える開発行為が行われており、工業地域として存続は不適正、また、「No.10：豊島四丁目18」の変更との整合性が取れないことから、第二種住居地域または第一種住居地域への変更が適切であると考える。 2 豊島5・6丁目地域は、近年、工場が移転し、その跡地は閑静で親水性のある住宅街へと進展している。しかし、行政においては未だに「工業地域」とそれらに準ずる「準工業地域」に用途を定めており、現状とは程遠い環境となっている。本地区は河川を活かしたスーパー堤防の整備などにより親水性のある良好な快適環境を形成していかなければならない地域にあります。また、「北区基本構想」や「北区都市計画マスタープラン」を達成し、本地域に居住する住民の快適な環境と生命、財産等を守るため「第一種住居地域」への是正を強く訴えます。	平成16年の用途地域等の見直し後に工場等が都市計画を伴わずに土地利用転換した地区では、近隣に存続している工場等の操業環境の保全及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性などを検討し、今回の変更対象となりませんでした。 No.10は、工場跡地を都市計画に位置付ける「再開発等促進区を定める地区計画」制度を適用し、公共施設の整備とともに計画的に土地利用転換を行った地区です。今回、計画の完了に伴い制度適用時に想定していた用途地域に変更するものです。 豊島五・六丁目の一部区域では平成17年に工場等の土地利用転換の計画に伴い「再開発等促進区を定める地区計画」が都市計画決定され、公共施設の整備が完了し、建築物の建築が進行中です。 その他の区域については、存続している工場等の操業環境等の保全及び用途地域等の変更を行った場合における既存建築物の法適合性などを検討し、今回の変更対象となりませんでした。